

19世紀後半西南ドイツ・ヴュルテンベルクの 産業振興政策

森 良 次

はじめに

農・工・商業の国民的分業をドイツに創出することを目的として、農業近代化の必要性を唱えたのは、周知のようにフリードリヒ・リストであったが¹⁾、彼の立論は、一連の小林昇の研究が指摘するように、郷国ヴュルテンベルクの零細農問題を出発点として、19世紀前半の西南ドイツ小農制の現実在即して行われたものであり、その意味でヴュルテンベルク農業社会に強烈な批判を加えるものであった²⁾。リストによれば、ヴュルテンベルクでは零細経営が支配的であって、ジャガ芋を食って命をつなぐ「ジャガ芋百姓」の蔓延が典型的に見られ、また「大規模な設備を持つ工場の栄える」はずもなく、農・工・商業の均衡的発展は妨げられているのであった³⁾。リストは、農地の細分化と副業的農村工業の普及とによって夥しい数の過剰人口を抱えていた、故郷の農村の窮乏状態を目の当たりにし、そこに農業と工業の発展の困難性を見て取ったのである。これにより彼が提起した「耕地整理」とは、零細経営の経済的基盤をなしていた農業制度の解体に他ならず、それは何よりもヴュルテンベルクの小農制を根底から変革することを目指すものであったのである。

リストのこうした見地は、19世紀前半のみならず、その後のヴュルテンベルクの経済発展の過程に照らしても、それなりの現実的根拠を持つものであった。すなわち、ヴュルテンベルクは、農村過剰人口の捌け口として、19世紀を通じて大量の海外移民を排出し続け⁴⁾、19世紀末に至り、その農業経営の零細性は、ドイツ社会政策学会において、エルベ河以東の農業労働者問題とともにしばしば取りあげられ、ドイツ農業問題の重要な焦点をなしたのである。産業部門では、機械制大工業経営の活動が顕著に見られるようになるのは、ドイツの他の産業諸地域に比して相対的に遅い1880年代以降のことであり⁵⁾、19世紀後半にはなお工場制工業と農村を基盤にその組織網を張りめぐらした問屋制工業とが分かち難く結びついていたのであった。

ところで、リストの批判の対象となった19世紀前半のヴュルテンベルクの農村工業に着目し、これに地帯構造論的視角から再評価を与えたのは、日本におけるドイツ経済史研究の草分けとも言える松田智雄であった。すなわち松田は、実証的にはマヌファクトウア・工場と問屋制支配網との結合が広範に展開されていたこと、これに包摂される労働力は全般的に直接生産者としての独立性を喪失しながらも、経常的工場労働者とともに、副業的工場労働者や形式上独立

1) フリードリッヒ・リスト（小林昇訳）『農地制度論』岩波文庫，1974年。

2) 差し当たり、小林昇「リスト『農地制度論』解題」、『リスト『農地制度論』の前史と周辺』（『小林昇経済学史著作集Ⅶ』未来社，1978年）を参照。リスト自身によるヴュルテンベルク農業社会批判の論考としては、フリードリッヒ・リスト（小林昇訳）『農民保有地の無限の分割を排する』（『小林昇経済学史著作集Ⅶ』未来社，1978年）がある。

3) フリードリッヒ・リスト，前掲書。

4) 柴田英樹「19世紀前半のヴュルテンベルクにおける大衆窮乏化と海外移民」『東京大学経済学研究』35号，1992年。

5) Hans Loreth, *Das Wachstum der württembergischen Wirtschaft von 1818 bis 1918*, Stuttgart, 1974, S. 58.; Klaus Megerle, *Württemberg im Industrialisierungsprozess Deutschlands. Ein Beitrag zur regionalen Differenzierung der Industrialisierung*, Stuttgart, 1982, S. 154f.

的な小生産者の形態をとっていたことを明らかにし、これを初期の産業資本に支配的な蓄積・労働力存在形態と捉え、そこに「西エルベにおける資本主義的発展の最大限の可能性」を見て取るのである。そしてヴェルテンベルクに顕著に見られる、農民的経営と純工業的経営の中間に、第三者として具体化された、極小の土地を所有する「労働者農夫」を生み、空間的に農業と工業が極度の密接さで纏れ合う社会的分業の展開状況を「農・工業の纏れ合い」として特徴づけたのである⁶⁾。

松田はさらに、歴史的事実研究を踏まえて、第二次大戦後のバーデン＝ヴェルテンベルク州の経済構造をも展望している。彼は、同州経済は、「たんなる「工業化」一般ではなく、特殊南ドイツ的、とくにバーデン＝ヴェルテンベルクの「工業化」過程」、すなわち「比類なく高い度合いにおいて形成された「農・工業の纏れ合い」のなかにおいて、マヌファクトゥア・工場工業が展開し、旧来の手工業者・農民の一部をその労働力として引き離して工場工業へと集中してゆく」歴史的経過のうちに、「ライン・ウェストファーレン地帯とは異なったひとつの高度な「工業化」地帯を形成して現在にいたる」と述べ、その構造的特徴として、小農制・手工業制の広範な存続、工業と農業の結合、産業の多様性などを挙げている⁷⁾。

このように彼が述べたことは、意味深長である。なぜなら、第一に、リストにより経済発展を絶望視された現在のバーデン＝ヴェルテンベルク州は、ドイツ連邦共和国の中でも最も発展した産業地域の一つに数えられ、とりわけ1970年代末以降、ドイツ経済「南北格差」の発生により同州経済が注目を集める中で、その経済構造の解明が新たな学問的要請となっているからである⁸⁾。松田の歴史実証研究、及び「特殊南

ドイツ的「工業化」の展望は、「南北格差」形成の歴史的根拠の解明という見地からして、極めて示唆に富むものであり、すぐれて現代的な視点をうちに含み込むものとして、今日なお意味を持ち続けているのである。

第二に、このような視点は、地域研究、地域経済への関心の高まりという近年のドイツ経済史研究の動向とも、大きく重なることになるからである⁹⁾。とうの松田自身により展開された国民経済史的枠組みは、「統一的国民国家」成立の根拠を見いだす立場から、これまでもつぱらエルベ河を挟む東西両ドイツ地域の経済構造の特質及びこれら地域の経済利害（西北ドイツ産業資本とエルベ河以東のユンカー地主経営）の対抗・癒着関係を問題にしてきた。その中において、19世紀後半以降の西南ドイツは、「西エルベ」的地帯構造地域ではあっても、ライヒ形成に主導的役割を果たすことのない、「中間的社会層の残存地帯」と見なされ、長らくドイツ経済史研究の関心の外におかれてきたのであった¹⁰⁾。このような枠組みにおいて、西南ドイツ研究の独自の意義は著しく限定されてしまったのであり、松田が「特殊南ドイツ的「工業化」」を展望するに止まったのも、けだし当然であろう。東西両プロイセン地域の経済構造の解明に有効性を発揮してきた国民経済史的枠組みの限界がもはや明らかである以上、松田の地域関心は、地帯構造論の成果に学びつつも、ドイツ経済の地域分立的構造を前提に、地域的

〔田中豊治・柳沢治・小林純・松野尾裕編『近代世界の変容 ヴェーバー・ドイツ・日本』リポート、1991年）、加藤浩平「西独における地域政策と技術革新——「南北格差」との関連で——」『地域開発』1989年2号を参照。

9) 「地域」を経済史研究の分析単位に据える試みは「プロト工業化論」の導入と相まって今日活発な状況にあるが、とりわけ、渡辺尚に代表される自立的再生産の新たな枠組みとして「地域」を把える立場は、松田の地帯構造論を批判的に継承するものとなっている。渡辺尚『ラインの産業革命——原経済圏の形成過程——』東洋経済新報社、1987年、渡辺尚・作道潤編『現代ヨーロッパ経営史——「地域」の視点から——』有斐閣、1996年を参照。

10) 松田智雄『新編「近代」の史的構造論』ベリカン社、1968年。

6) 松田智雄『ドイツ資本主義の基礎研究——ヴェルテンベルク王国の産業発展——』岩波書店、1967年、「はしがき」を参照。

7) 松田智雄、同上書、445-470ページ。

8) 「南北格差」問題については、渡辺尚「東西較差」と「南北較差」——ドイツの経済空間の史的構造——」

産業発展類型論の見地から再構成される必要があると言えまいか。

さて、以上により西南ドイツ研究がまだまだ多くの課題を残していることは明らかである。差し当たり、ヴュルテンベルクがリストの時代を経て、19世紀後半以降いかにして産業発展を遂げ、19・20世紀の交わり機械産業を中心とする産業地域として立ち現れるに至ったのか、またしばしば指摘される19世紀後半における機械制大工業発展の遅延は、どのように理解されるべきなのか、といったことが問題となるであろう。

本稿では、こうした問題を解明してゆくための一作業として、ヴュルテンベルクの産業振興政策、とりわけ「工商業本部」Zentralstelle für Gewerbe und Handelの活動を取り上げ、その特質を明らかにすることにする。

工商業本部は1848年の設立以来、技術の改善・導入支援、産業技術情報の伝達、職業技術教育の整備、産業基盤の整備等により産業の振興を図り、特にその初期においてはヴュルテンベルクの産業諸経営の技術的改善・導入に大きな役割を果たしてきた。すなわち、移動講習会や設備導入補助金といった政策手段を用いて、農村地域に広範に分布する家内労働者、手工業者、中小規模経営等の技術の改善・導入が押し進められた。また産業の発展に伴い工場制生産が拡大すると、政策の力点は職業技術教育に置かれるようになり、営業補習学校や各種の営業専門学校が整備され、熟練労働者や製造技術者の養成が体系的に行われたのである¹¹⁾。このような工商業本部の取り組みは、間もなくドイツ

11) 工商業本部に関する史料としては、L. Vischer, *Die industrielle Entwicklung im Königreich Württemberg und das Wirken seiner Centralstelle für Gewerbe und Handel in ihren ersten 25 Jahren*, Stuttgart, 1875.; Otto Bechtle, *Die Gewerbeförderung im Königreich Württemberg im Geschäftsbereich der Zentralstelle für Gewerbe und Handel*, Stuttgart, 1905.; Landesgewerbeamt (Hg.), *Hundert Jahre staatliche Gewerbeförderung in Württemberg 1848-1948*, Stuttgart, 1984. が貴重である。最近の研究としては、Willi A. Boelcke, "Glück für das Land" *Die Erfolgsgeschichte der Wirtschaftsförderung von Steinbeis bis heute*, Stuttgart, 1992. がある。

諸邦や近隣諸国の注目するところとなり¹²⁾、分けても1870年代のドイツ手工業徒弟制度の再編過程において、その職業技術教育制度は、ドイツで最も進んだものとしてグスタフ・シュモラーを始め多くの論者によって模範と見なされることになったのである¹³⁾。こうした努力の積み重ねを前提として、ヴュルテンベルクでは19世紀後半以降、「農・工業の連れ合い」のうえに農村工業が興隆し、その中から輸出産業が立ち現れてくることになったのである¹⁴⁾。工商業本部の足跡を辿ることは、「農・工業の連れ合

12) 工商業本部の産業振興政策に対する関心の高まりから、各地で調査報告が提出されている。Adolf Mirus, *Über Gewerbeförderung und Gewerbetätigkeit im Königreich Württemberg*, Leipzig, 1861.; Alexander Dorn, *Pflege und Förderung des gewerblichen Fortschrittes durch die Regierung in Württemberg. Bericht an das Kaiserlich österreichische Ministerium für Handel und Volkswirtschaft*, Wien, 1868.; Dr. W. von Ochenkowski, "Die württembergische Zentralstelle für Handel und Gewerbe. Ein Beitrag zur Organisation der öffentlichen Wirtschaftspflege," *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich*, 10. Jahrgang, 1886.

13) 八林秀一「1870年代ドイツにおける徒弟制度の再編——帝政期ドイツ手工業立法の一側面——」(岡田与好編『19世紀の諸改革』木鐸社, 1979年), 田村信一『グスタフ・シュモラー研究』御茶の水書房, 1993年, Rud. Nagel, *Die Gewerblichen Fortbildungsschulen Deutschlands*, Eisenach, 1877.

14) 第二帝政及びヴァイマル共和政下のヴュルテンベルク経済については、三ツ石郁夫『ドイツ地域経済の史的形成——ヴュルテンベルクの農工結合——』勁草書房, 1997年が詳しい。同書において、当該時期のヴュルテンベルクの産業発展が外部市場に大きく依拠するものであったこと、そしてその過程において農村立地型工業が展開されたことが明らかにされている。なお、本稿との関連で言えば、農村立地型工業を規定する労働市場の特質として、大量の労働力調達が可能であること、旧来の農村家内工業の技術的蓄積、労働者の土地との結合による賃金抑制と生産調整(数量)の容易さが挙げられているが、これでは外部市場に依拠して産業地域が形成されたことの意義は半減してしまうと思われる。一般に、外部市場における製品種類の絶えざる変化に産業地域が対応してゆ�ために要求されるのは、低賃金労働や景気変動の調整機能の源泉となる農村の労働力貯水池の存在よりも、むしろ労働者の質的な生産調整能力である。農村家内工業の技術的蓄積と言った場合、そうした既存の地域資源を開発、活用することこそが不可欠なのである。工商業本部は、職業技術教育などを通じてそうした生産者の質的調整能力の開発に努めたのであり、ヴュルテンベルクが外部市場に依拠して産業発展を遂げる上で大きな意義を持つことになったのである。

い」を特徴の一つとするヴュルテンベルクの経済構造を理解するうえで、大きな手がかりを与えてくれるのである。

またその場合、産業振興の具体的なあり方が「プロイセン王立海外貿易会社」das Königliche Preussische Seehandlungs-Institut に象徴される模範的大工業経営の保護・育成を図ろうとする方向とはおよそ異なるものであったことは、ヴュルテンベルクの産業発展の特質を見らううえで重要である。

すなわち、プロイセン王立海外貿易会社は、重商主義政策実現のために1772年フリードリヒ大王により設立された王立機関であり、海外貿易・国内商業・運輸業を中心にして金融業、産業経営、土地所有等の業務を統括する「初期コンツェルン」であった。産業経営には1820年代以後本格的に進出し、プロイセン産業の不振に対応して、製紙、化学、機械製造、鉄鋼製造、亜鉛圧延、繊維、製粉の各分野で機械制工場の設立・運営にあたった。これに対して、工商業本部が振興の対象としたのは歴史の上にその名を残すことも稀な多数の中小・零細規模の生産者であり、いきおい、その技術移植の試みは分散的に進められることになった。プロイセン王立海外貿易会社が技術と生産の独占を志向し、不正な価格競争を行い、しばしば他の民間産業経営の発展に阻害的に作用していたことが指摘されるのに対して、工商業本部の補助金政策や移動講習会では、生産者には生産設備の秘匿は認められず、生産過程の相互公開が原則とされていたのである¹⁵⁾。

なるほど、こうした工商業本部の産業振興は、一挙大量的に近代的機械制大工業の建設を実現するものではないであろう。しかしヴュルテンベルクでは、「中間的社会層の残存」という外観のもと、その中から輸出産業が立ち現れるに至ったのであり、こうした事実こそは、模範的大工業経営の保護・育成策とは範疇的に異なる

他の産業振興政策のあり方を示していると思われるのである¹⁶⁾。そうした前提に立つことで、ヴュルテンベルクの産業発展の独自性は明らかになるであろうし、また機械産業を軸にした産業地域の形成過程を展望することも可能になるのである。

以下では、ザウッター Johann von Sautter (1807-1855) 及びシュタインバイス Ferdinand von Steinbeis (1807-1893) が本部長を務めていた時期 (1848-1855年, 1856-1880年) の工商業本部について、その組織構造、政策手段を概観した後、当該時期における最大の政策対象部門であった繊維産業に関する振興策を具体的に見てゆくことにする。そしてそれがいかなる性格のものであったのかを経済的背景を踏まえて考察することにする。

I 産業振興政策の代表部

工商業本部が設立されたのは、1848年「三月革命」下のことであったが、ヴュルテンベルクでは既にこれに先立ち、1830年に「プロイセン工業奨励協会」Verein zur Beförderung des Gewerbsfleisses¹⁷⁾ を模して創設された「産業振興協会」Gesellschaft für Beförderung der Gewerbe が活動を開始していた。産業振興協会は、政府の委任を受けた議長の下、ヴュルテンベルクの商工業者に各種の発明、販路開拓に関わる情報を提供し、彼らの啓蒙を図ることを

16) グスタフ・シュモラーの小営業維持論については、田村信一、前掲書(特に130-140ページ)により、その政策的モデルがヴュルテンベルク、とりわけ工商業本部の産業振興政策にあったこと、そしてそれは中小企業近代化・振興政策に近いものであったことが明らかにされている。同書の中で田村は、シュモラーの小営業維持政策は社会的安定装置としての中間層の両極分解を人為的に押しとどめるものではなく、むしろ資本主義発展に即応し、経済合理性を備えた政策体系であったとの解釈を提示しているが、こうした理解は、本稿の問題意識とも重なり、示唆的である。

17) プロイセン工業奨励協会については、高橋秀行『近代ドイツ工業政策史』有斐閣、1986年の研究がある。同書2章によれば、同協会は官僚主導のもとで半官半民団体という組織的性格をもち、その目的は最新工業技術に関する情報の組織的収集、技術情報の公開と普及、技術関心の励起誘発にあった。

15) プロイセン王立海外貿易会社については、肥前栄一『ドイツ経済政策史序説——プロイセンの進化的史的構造——』未来社、1973年、第三章を参照。

目的としたもので、官僚、ファブリカント Fabrikant、商人らがこれに参加していた¹⁸⁾。しかしながら、その成果は極めて限られたものであったようである。当時、ヴュルテンベルク政府は、農耕的国家か工業的国家か、小営業保護か工場制度の肯定か、という経済政策をめぐる路線対立を内部に抱え、産業振興協会の指導に消極的であったこと、及び工場制度拡大に伴うプロレタリアの発生を憂慮して政策路線において前者の立場に立つ大蔵省が、産業振興協会に対する財政支出を認めなかったことが、主たる理由であった。加えて、産業振興協会も明確な産業振興の方向性を有していなかった。15年以上にわたり産業振興協会の会長を務めたピストリウス Pistorius は、経済政策上「分割経営」 geteilter Betrieb（家内工業と家内工業を経営内に包摂する工場制工業との組み合わせ）を理想とする独自の立場を主張したが、この意味するところはヴュルテンベルク経済の現状の追認であり、小営業の振興を積極的に打ち出すものではなかった¹⁹⁾。

工商業本部は、こうして不首尾に終わった産業振興協会の活動に不満を抱き、シュトゥットガルト Stuttgart 近郊の産業都市エスリンゲン Esslingen に結集した商工業者らの決議に基づいて設立されたものであった。1848年2月のこの決議は、同年4月工商業本部設立請願書として内務省に提出されると、早くも翌月には同省の承認するところとなった。ヴュルテンベルク政府は、「三月革命」の政治的緊張が高まる中、これ以上経済危機を放置できないと判断し、経済政策の転換を図ったのである。内務省が工商業本部の設置を認めた後、ただちに、設立準備会が開かれ、これに加わった産業振興協会会員

と「産業協会」 Gewerbeverein 代表者により工商業本部定款が定められた。こうして1848年6月、工商業本部は国王の認可を得て、正式に発足したのである²⁰⁾。

1 「工商業本部」の組織概要

工商業本部はいかなる組織内容を備えていたのか、これを見るうえで、1856年に策定された工商業本部組織定款は一つの重要な手がかりを与えてくれると思われる²¹⁾。工商業本部発足時に作成された定款は、商工業者が自ら発案したもので、業務の遂行には彼らの積極的な関与が必要とされ、組織上も政府の産業振興機関と商工業者の代表組織という二重の地位を有するものであった。

1856年の定款は、工商業本部発足から8年を経て、同本部組織内での商工業者の強力な地位が業務の効率的な執行に支障を来すに至っていたこと、この間に商工会議所 (Handels-und Gewerbekammer) が設立され、これが産業協会に代わり新たに工商業本部の下部組織となったこと、内務省との関係を強化する必要が生じたこと等を踏まえて、1848年定款に修正を加えたものである。しかしこれにより内務省との関係強化や業務執行手続きの簡素化が図られたものの、工商業本部の組織の性格自体は大きな変更を受けることはなかった。またその後、定款の改訂が何度か行われたようであるが、主として業務範囲の拡大や下部組織の変更に伴うもので、1856年定款において確立された工商業本部の組織構造は、1918年に新たな産業振興機関として「ヴュルテンベルク産業局」 Württembergisches Landesgewerbeamt が設置されるまで維持されたのである²²⁾。1856年定款は、長期間にわたり工商業本部の組織・活動を規定し続けたのであり、以下では、主にこれによりながら

18) Friedrich-Franz Wauschkuhn, *Die Anfänge der württembergischen Textilindustrie im Rahmen der staatlichen Gewerbepolitik 1806-1848*, Hamburg, 1974, S. 225-231.

19) 19世紀前半におけるヴュルテンベルクの経済政策及び経済政策思想については、Paul Gehring, "Von List bis Steinbeis. Aus der Frühzeit der württembergischen Industrialisierung," *Zeitschrift für Württembergische Landesgeschichte*, VII. Jg., 1943. を参照。

20) Wauschkuhn, a. a. O., S. 401-404.; L. Vischer, a. a. O., S. 14-18.

21) Die revidierten organischen Bestimmungen der Centralstelle für Gewerbe und Handel, 1856.

22) Otto Bechtle, a. a. O., S. 153-162.; Willi A. Boelcke, a. a. O., S. 189-192.

工商業本部の組織内容を見ておくことにする。

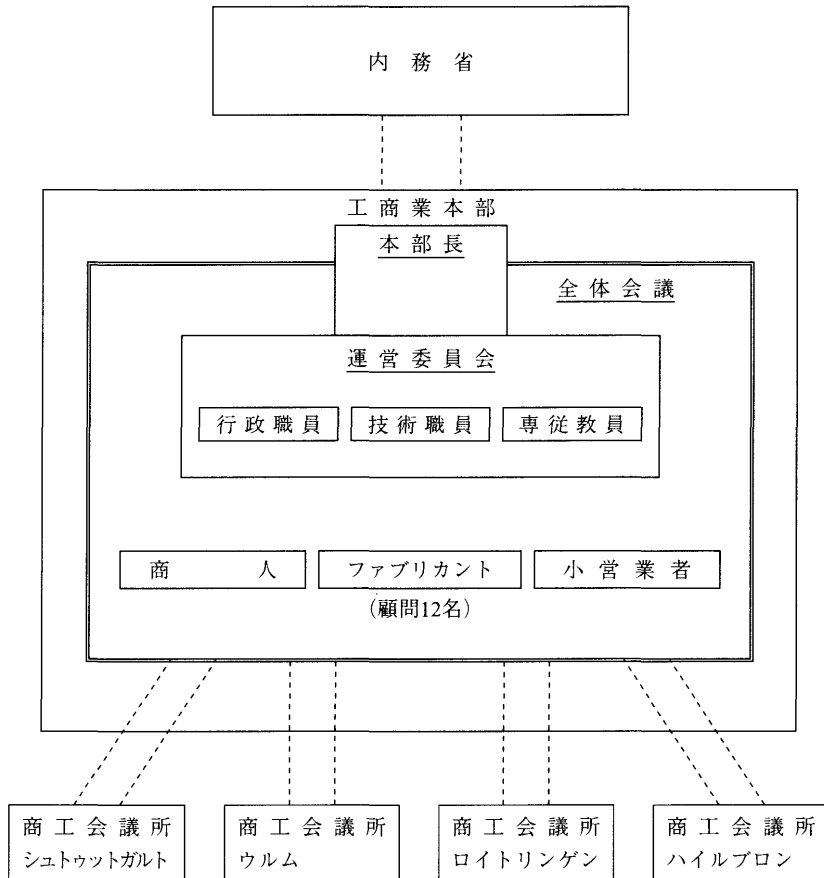
さて、定款は、全29条からなる。第1条で業務範囲が確定され、第3条以下に組織及
他の組織との関係に関する規定が与えられて
いる。

第1図は、同定款により工商業本部組織を概
念化したものである。この中で工商業本部の組
織的特徴を示すものとして重要なのは、政府・
内務省及び商工業者の利益代表機関である商工
会議所との関係である。すなわち、工商業本部
は商工会議所を下位機関（第3条）、内務省を
上位機関（第6条）とし、両者を媒介する中間
組織という性格を有していた。

工商業本部は商工会議所の活動を監督し（第

4条）、商工会議所の協議に加わる権限を有し
ていた（第5条）。逆に各商工会議所からは、
工商業本部での協議に議決権を有する顧問が合
わせて最低12人選出され（第9条）、商工会議
所は工商業本部に対して要望や提案を行わねば
ならなかった。顧問は、事業を通じてある程度
の資産形成に成功した者か、会社組織において
事業を主導する立場にある者でなければならず
（第10条）、豊富な実践経験を持つ専門家として
の役割が期待されていた（第15条）。後述の工
商業本部全体会議において、顧問の議決数は全
体の3分の2を占めており（第9条）、これに
より顧問乃至各商工会議所が工商業本部の政策
決定過程に影響力を及ぼすことが可能であつ

第1図 工商業本部組織図



た。

他方、上位機関である内務省には工商業本部での協議に際して、同省からその都度相応しい専門知識を有する官吏を派遣し、議決権を有する常任政府委員1人を置くことが認められていた(第8条)。しかし、官吏の派遣は当該分野の専門家として問題の解決にあたることを目的としたもので、常任政府委員の設置も内務省と工商業本部が互いの見解について理解を深めるための措置であり、内務省の意向を工商業本部の政策決定に反映させることを意図したものではなかった。また工商業本部の側でも、これらは商工業関連の法律制定に際して自らの影響力を拡大するものと認識されていたのであった²³⁾。常任政府委員が1人であったこと、官吏の派遣には議決権が伴っていなかったこと(第8条)などがこのことを示している。

内務省に与えられた工商業本部の上位機関としての権限は、このように政策決定過程への直接的関与という形ではなく、むしろ予算や人事の領域において保証されていた。工商業本部の予算は、本部長により予算案が内務省に提出され、同省において産業向け予算がとりまとめられた後、議会での審議を経て、成立することになっていた。産業向け予算の中で工商業本部への配分を決めるのは、内務省であったのである²⁴⁾。さらに本部長を含めた工商業本部の専従教・職員は国王により任命され(第8条)、身分上は国家公務員として処遇されており、彼らに関する人事権は実質的に内務省が握っていた。ただしこれらの領域においても、内務省が一方的にその権限を行使していたわけではないことは、留意されねばならない。すなわち、1852年に制定された財政法の第8条は、予算の次年度への繰り越しを認めており、これにより単年度予算主義は改められ、工商業本部の予算配分に関する自由裁量の余地は小さくはなかったのである²⁵⁾。加えて、貸付を中心とする年間

75,000fl.の産業支援基金は工商業本部の重要な政策手段として機能していた。そして内務省の専従教・職員の人事は、実際には工商業本部からの提案に基づいて行われており、本部長の地位についても政府の経済政策と矛盾しない限り保証されていたのであった。

このように工商業本部は、政府・内務省と商工会議所の間組織として、内務省からの指令・通達、新設の法律を広く商工業者に知らせ、産業の振興を図ることを課題としていたが、それは決して強権的・官僚主義的な性格を有するものではなく、規定の業務範囲の枠内で、内務省に対しては政策決定の自立性を保持し、他方で商工会議所にはその利益代表機関として機能する組織であったのである。

工商業本部のいま一つの組織的特徴は、その内部組織に見られる。

工商業本部は、本部長、行政・技術職員、営業教育機関の教員、顧問より構成されていた(第7条)。本部長は、工商業本部の業務を統括、指導する立場にあり、組織の最高責任者であった。とりわけ、産業見本所の監督、専属の商業・技術専門家の人事、予備調査、予備会議の指示等は、本部長の専権選任事項であった(第23条、第24条、第25条)。行政・技術職員は、経済、法律、技術等に関する専門家として、本部長のもとで工商業本部の業務全般を行い、専任教員は、移動講習会、営業補習学校、専門学校等を通じて職業技術教育の実践にあたった。そして顧問は、前述のように、工商業本部が選出する特別の場合(第14条)を除き、各商工会議所により選出される商工業者(全三者は国家公務員)であり、内務省に承認された名誉職であった。

業務は、事務局、運営委員会、全体委員会により処理された(第16条)。このうち事務局は決定機関ではなく、特別な規定も与えられていない。

運営委員会は、本部長、職員、教員、及び必要に応じて顧問により構成され、その決議には本部長の他に最低3人の出席者が必要とされて

23) L. Vischer, a. a. O., S. 23-27.

24) Ebenda, S. 57-59.

25) Ebenda, S. 50-51.

いた(第17条)。同委員会は、顧問の活動状況に関わりなく工商業本部の業務を継続的に進めることを目的として、定款改定の際に新たに設けられたもので、政府機関としての側面が強く現れていた。ここでは、1. 発明・輸入特許、ソフト、市場営業権等の問題に関する審査、2. 公務員(商業・技術的人物)の人事、3. 規定に合致する産業支援資金申請の承認、4. 全体会議及び全商工会議所の決議事項の執行等(第18条)、高度な技術的判断を伴う審査や決議事項の執行といった業務が行われた。

これに対して、全体会議は工商業本部全構成員による協議の場であり、最高決定機関であった。同会議での決議には、本部長を含め、7人の会議出席者が必要であった(第19条)。その審議事項は多岐にわたり、7点挙げられていた(第20条)。すなわち、1. 産業育成のための指示、及び経済・商業・技術的問題の審査、2. 商工会議所の監督、顧問の人事、3. 商業・技術的人物の人事、4. 商工業関連の制度・規則に関する商工会議所及び顧問の提案の審査、5. 産業支援の原則の確定、及び規定からはずれる場合の産業支援の審査、6. 産業支援基金及び工商業本部管轄の財団基金の運営、7. 本部長により提出された主題、であった。

ここでも工商業本部の運営の継続性に考慮が払われ、全体会議の成立要件は同会議構成員7人の出席という、全専従教・職員の他に顧問1人を加えたものに等しい、極めて緩やかなものとなっていた。しかし工商業本部発足以来の商工業者組織としての側面は、顧問の議決権が全体の3分の2を占めることから明らかなように、全体会議の性格を規定するものであった。商工会議所は、工商業本部に課されていた商工業者組織としての機能を引き継ぐべく成立したのであり、1856年の定款改正もこれを背景として行われたが、顧問の側からの働きかけにより運営委員会を新たに設けることで全体委員会は商工業者組織としての性格を保持したのであった。顧問が商業身分、ファブリカント、小営業

者から均等に選出されることに考慮が払われていたことは(第12条)、全体会議のこうした性格を反映したものと言えよう。

以上で明らかなように、工商業本部は専従職員からなる運営委員会と、これに商工業者である顧問を加えた全体会議を決定の場とし、前者は政府機関、後者は商工業者組織という性質を色濃く有していた。これにより工商業本部の業務運営の安定性が高められるとともに、工商業本部と産業事情に熟知した商工業者との緊密な相互交流の機会は保持され、両者の連携のもと経済の実態に即した産業振興政策の展開される組織的条件が整えられたのであった。そして顧問には全体会議において自己の立場を表明し、広範な問題を議論することで個々の業務分野を越える様々な販路・産業・技術情報に触れる機会が与えられるのであった。

2 「工商業本部」の政策手段

工商業本部の業務は大きく二つに分けることができる。一つは、法律・行政問題の相談業務である。これは、政府の諮問を受け法律・行政問題に診断を加えるというものである。その主題は、営業法、関税法、商法、銀行法、建築法から貨幣・度量衡制度、交通制度、租税制度に至るまで多岐に渡っている。いま一つは、産業振興に関する業務である。これは産業振興政策を企画、実施するもので、工商業本部の主たる活動領域である。ヴェルテンベルクの産業振興はここに集約されている。この他にも政府からの委託業務などが挙げられるが、これは工商業本部がもともと行っていた業務を別組織の管轄に移した上で、政府が工商業本部に業務指導を委託したものであり、組織再編の結果、形式上生じた業務に過ぎない。

以下で取り上げるのは、第二の商工業振興に関わる業務である。まずは、目的別に政策手段を概観しておくことにする²⁶⁾。

26) ここでは Otto Bechtle, a. a. O.; L. Vischer, a. a. O. を基本史料として、工商業本部の政策手段を概観する。

(1) 技術改良・導入支援

① 外国人技術者・熟練工招聘

工業業本部が集中的にその振興を図ろうとする産業分野で、しばしば外国人技術者・熟練工の招聘が行われた。彼らは工業業本部の技術指導員としてヴュルテンベルク各地の工場、作業場に派遣され、生産設備の近代化や種々の技術的問題の解決に当たった。

② 設備導入補助金

工場、作業場を営む生産者が最新設備を導入する際に、多額の資金援助が行われた。その場合、工業業本部の技術職員自ら最新の機械・工具、原材料の調達、当該分野の外国人技術者・熟練工の招聘にあたり、工業業本部の全面的な支援のもとで生産過程の革新が押し進められた。設備投資額が大規模であるため頻繁に実施されるものではなく、社会的分業の重要な一環を担い、連結する工程・産業部門に相乗効果を生み出すことの見込まれる分野の生産者が支援の対象とされた。

③ 工場誘致

新産業の導入を目的として実施された。誘致した製造業会社には有利な条件で信用供与が行われ、予め、これらの工場で生産される製品の購入契約が結ばれることもあった。丸編機製造工場、機械製造工場等の例がある。

④ 機械・工具購入補助金

機械・工具購入補助金は、設備導入補助金のように、特定の生産者に対して集中的に資金が付与されるというものではなく、工業業本部が優秀な製品と認めて指定した機械・工具の普及を図るための措置で、不特定多数の生産者に対して購入資金の一部が補助された。工業業本部から補助金を受けた生産者には、購入した機械・工具や改良された工場、作業場を希望者に公開し、機械の性能や操作方法などについて実物教授することが義務づけられていた。

⑤ 国外研修奨学金

奨学生が一般公募され、技師や工学専攻の学生、生産者等に最新の技術を学ぶ機会が与

えられた。奨学生の多くは生産過程に深く関与する製造技術者であり、直接生産者であった。研修は専ら工場や作業場などの生産現場で行われた。

⑥ 移動講習会

工業業本部専属の巡回教師により、ヴュルテンベルク各地で講習会が開催され、手工業者、家内労働者、工場労働者などを対象に技術教育が行われた。移動講習会で取り上げられたのは、営業簿記、手工業織物、婦人服裁断、白地刺繍、麦藁編、白地縫製で、これらは一部を除いて全て在来産業であり、多くは農村工業として営まれた部門であった。このため講習会は、概して農村部に位置する当該産業の集積地域で開催されることになった。

(2) 産業・技術情報伝達

① 産業見本所

産業見本所は、内外における産業の実態を政府に知らせ、ヴュルテンベルクの営業従事者に模範的製品の知識とその模倣の機会を提供すること、及び内外の商人にヴュルテンベルクで製造される優秀な工業製品について概観を与え、有能な生産者により多くの販売機会を提供することを目的として、1850年に設立された。工芸部門、機械技術部門、化学技術部門、石膏型部門、一般教材部門、工芸図書館、産業図書館の7部門より成り、内外の各種模範的工業製品の収集・展示、展示品の貸し出し及び購入の斡旋、移動展示、講習会の開催、収集品カタログの作成などが主要業務であった。シュタインバイスの本部長在任中には、工業業本部年間予算の半分以上が産業見本所に振り向けられ、とりわけ機械技術部門の収集・展示は充実したものであった。その多彩な活動は、産業・技術情報の提供に止まらず、生産者の技術導入の支援にも及び、展示された機械類が生産者の試運転に供されたり、技術的模倣のために利用され、工業業本部の機械産業振興策において中心的役割を担うことになった²⁷⁾。

② 図書館

産業見本所付属の図書館。所蔵雑誌・書籍数は1874年時点で30,000点以上にのぼり、雑誌・書籍の貸し出し業務の他、一般参加による新聞・雑誌の編集と発行、及び外国の発明特許に関する情報提供（特許便覧の作成）などが行われた。

③ 産業新聞の発行

商工業者の技術啓蒙と就業・労働問題の理解の促進を目的として、工商業本部により「ヴュルテンベルク産業新聞」Gewerbeblatt aus Württemberg が編集・発行された。産業技術分野の発明・発見・改良、国家財政、統計、教育、一般福祉等に関する情報が提供されるとともに、工商業本部の一連の産業振興関連の施策が一般に伝達された。

④ 世界博覧会出展奨励

生産者の世界博覧会出展が、渡航費補助の形で奨励され、出展者のかなりの部分が補助を受けた。この施策の意図は、出展者が世界市場における産業内での自らの位置を確認するとともに、顧客・供給者との接触を通じて販売機会を拡大することにあつた²⁷⁾。

(3) 技術者・熟練工の養成

① 営業補習学校

職業技術教育の整備は、工商業本部発足以来の課題であつた。工商業本部は、1850年代より営業補習学校 gewerbliche Fortbildungsschule、専門学校 Fachschule、養成作業所 Lehrwerkstätte を統括する立場にあり、これによりヴュルテンベルクに体系だった職業技術教育制度を築いた。営業補習学校については、工商業本部職員2人、ギムナジウム一級教員3人により営業補習学校委員会が構成され、学校の管理・運営及びその拡充

が図られた。1871年に営業補習学校はヴュルテンベルク全体で151校を数え、生徒数は9,763人にのぼった。学校は就業後の平日夜間及び日曜に開かれ、授業はドイツ語、計算、簿記、製図、彫塑等から成る。都市部ではこれに公開製図教室が加えられた。営業補習学校での教育は職場での労働者教育・訓練を補完するものとして位置付けられていた²⁹⁾。

② 養成作業所・専門学校

工商業本部の監督下に置かれていた専門学校は、繊維産業6校、機械全般・時計・電気産業3校、建築手工業5校、製革業1校、農業1校であつた（1890年）。

専門学校・養成作業所の教育目標は、主として製造技術者の養成におかれ、理論と実践の統合、職場訓練と学校教育との相互補完の原則に立つものであつた。

学校は当該産業が集積し、学校の設置と運営に意欲を持つ地域に設立され、その運営は、工商業本部、自治体、商工業者の連携のもとに進められた³⁰⁾。

(4) 流通基盤整備

① 貿易会社

輸出の振興を目的とした貿易会社の設立に関する特別委員会が、輸出業務に精通した商人などの参加を得て、1849年工商業本部により組織された。同委員会で作成された原案に基づいて、1853年に「ヴュルテンベルク貿易会社」Württembergische Handelsgesellschaft が発足した。同貿易会社は、資本金144,000fl.の株式会社で、このうち30,000fl.は産業支援基金から拠出され、残る114,000fl.は商工業者、ゲマインデ、産

27) 産業見本所については、Das K. Württembergische Landesgewerbemuseum in Stuttgart. Festschrift zur Einweihung des neuen Museumsgebäudes, Stuttgart, 1896. が詳しい。

28) 1851年のロンドン世界博覧会に際し、ヴュルテンベルクはドイツ関税同盟枠での出展を拒否し、単独参加をはたしている。

29) K. Commission für die gewerblichen Fortbildungsschulen (Hg.), *Die Entstehung und Entwicklung der gewerblichen Fortbildungsschulen in Württemberg*, S. 22-23, 36-38.; Carl Genauck, *Die gewerbliche Erziehung durch Schulen, Lehrwerkstätten, Museen und Vereine im Königreich Württemberg*, Reichenberg, 1882, S. 25-32.

30) シュタインバイス及び工商業本部の職業技術教育論については、F. Steinbeis, "Fortbildungsschule, Fachschule, Lehrwerkstätte," *Schriften des Vereins für Socialpolitik*, Bd. XV, 1878. を参照。

業協会、官吏などにより引き受けられた。監査役には工商業本部技術職員であったシュタインバイスが就いた。同貿易会社は、委託販売の形式をとって外国で販売活動を行ったが、世界博覧会では工商業本部を補佐して、ヴュルテンベルクの工業製品の宣伝・営業活動に携わった。設立より3年間は4%の配当を上げたが、その後は無配に転じ、1868年に販売手数料の高さを理由に解散するに至った。しかし1870年に会社精算業務が完了すると、ヴュルテンベルク貿易会社が担っていた輸出代行業務は、独立採算制で元の支配人により引き継がれることになった。さらに1881年にはシュトゥットガルト商工会議所会員により輸出見本所が設立され、輸出産業の振興と販売代行を行う組織が発足した。輸出見本所でヴュルテンベルクの輸出製品が展示されるとともに、世界の大商業地に代理店が設けられ、製品の宣伝及び受注が行われた³¹⁾。

② 産業取引所

ヴュルテンベルク貿易会社が輸出の振興を目的としていたのに対して、産業取引所は、主にヴュルテンベルク及至は南ドイツ諸邦域内での商品流通促進を目的として発足したものであった。工商業本部の働きかけにより、1860年に綿工業家を中心となり、ヴュルテンベルク、バーデン、バイエルンの商工業者により設立された。取引は月に一度シュトゥットガルトで行われた。

③ 証券取引所

産業取引所の協力により設置、主にシュトゥットガルトの商工業者で構成される「取引所協会」会員により取引及び取引所の運営が行われた。

II 繊維産業にみる産業振興政策

第2-1表は、実質的に工商業本部の管理下にある産業支援基金から、1848-1856年のシュトゥットガルト商工会議所地区及び1857年のロイトリンゲン Reutlingen 商工会議所地区に対して支出された産業振興費を産業別に示したものである。

工商業本部の年間予算の支出内訳は産業別に分類されていないため、同表は、本稿で取り扱う時期の産業支援基金の用途全体を把握するものではないものの、産業振興政策の具体的有り様を裏付けるものとして重要である。

そこでまず特徴的なのは、工商業本部が極めて多くの産業の振興に当たっていたことである。工商業本部の直接の振興対象となったのは、繊維、木材、金属などの消費財産業から、金属加工や機械製造といった生産財産業に至るまで多岐にわたっており、他の商業会議所地区ではこれに各種資源採取業のほか、製造業分野では化学産業や種々の家庭用消費財産業が加わる。これは工商業本部が産業振興の代表部として商工業者から出される要望をすくい上げ、ヴュルテンベルクの諸産業が抱える様々な問題に対してきめ細かく対応した結果である。工商業本部の活動は、まずもって自らが主導して特定産業を振興するのではなく、ヴュルテンベルクの既存の社会的分業状況を踏まえ、その深化・拡大に努めるといった性格のものであったことが、窺われるのである。

次に眼を射るのは、いくつかの市・郡に産業振興支出が集中的に振り向けられていることである。もちろん、シュトゥットガルト及びロイトリンゲン商工会議所地区内の全ての市・郡は産業支援基金から資金援助を受けており、その意味でシュトゥットガルトを始めとする産業都市からシュヴェービッシェ・アルプ Schwäbische Alb の農業的地域に至るまで、工商業本部の産業振興政策の網の目は張り巡らされていたということではできよう。しかし、支援金受給額の上位3市・郡をそれぞれを取り出してみ

31) Gewerbeblatt aus Württemberg, No. 7, 3, 1849. に掲載されたヴュルテンベルク貿易会社定款を参照。輸出見本所に関する情報は、Walter Mosthaf, *Die württembergischen Industrie- und Handelskammern Stuttgart Heilbronn Reutlingen Ulm 1855-1955*, Stuttgart, 1955, S. 231. による。

第2-1表 産業支援基金支出一覧

(1)

市・郡 産業	シュトゥット ガルト(Residenz) fl. kr.	シュトゥット ガルト fl. kr.	アーレン郡 fl. kr.	バップリンゲン郡 fl. kr.	カルヴ郡 fl. kr.	カンシュタット郡 fl. kr.
①職業教育制度	6,706.17		50		60	
②毛織物					869.46	
③亜麻織物						
④綿織物		31.30		825.58		
⑤織物						
⑥平織り綿布捺染					307.25	
⑦白生地製造						
⑧白生地刺繍	60.07	284	25	584		
⑨服飾雑貨品製造	35					
⑩ボビンレース編		60				
⑪靴下編		245.24			149.36	
⑫平編 Strickerei					300	
⑬石鹸製造						
⑭籠編細工					52	
⑮ブラシ製造	87.06					
⑯木材加工	910.48					
⑰木靴製造			41			
⑱皮なめし					25	
⑲眼鏡縁製造						600
⑳時計製造						
㉑金属加工	2,766.48					
㉒靴下編機製造	2,000					
㉓機械製造			146.42			
㉔その他		175				
合計	12,566.06	795.54	262.42	1,409.58	1,763.47	600

(出所) Alexander Dorn, *Pflege und Förderung des gewerblichen Fortschrittes durch die Regierung in Württemberg. Bericht an das kaiserlich österreichische Ministerium für Handel und Volkswirtschaft*, Wien, 1868, S. 24-29.

ると、他の郡との支出額の開きは決定的である。これら比較的多額の産業振興費を受けていた地域は、シュトゥットガルトやその近隣の都市だけでなく、その大部分はヴェルテンベルクに分散してはいたが、おしなべて特定の産業の集積

地域であった。これにより、工商業本部の産業振興が分散的に立地するいくつかの産業的拠点を軸に展開されたことが窺われる。

そして、産業別に見た場合に顕著な特徴を示しているのが、繊維産業に対する振興である。

(2)

	エスリンゲン郡 fl. kr.	ゲミュント郡 fl. kr.	ゲッピンゲン郡 fl. kr.	ハイデンハイム郡 fl. kr.	キルヒハイム郡 fl. kr.	ルードヴィヒス ブルク郡 fl. kr.	ノイエンビュル ク郡 fl. kr.	ショルンドルフ郡 fl. kr.
①	70.30	147	123	30	35	230		80
②	302.22		2,751.36					
③				15,183.16	275			
④		749.45		1,550	150			
⑤								
⑥								
⑦	70							
⑧			148		240		24	434
⑨						100		
⑩		40					40	
⑪								
⑫				106.42			98	40
⑬	1,700							
⑭					40			
⑮								
⑯			455					
⑰		30						
⑱								
⑲								
⑳								
㉑						50		
㉒								
㉓								
㉔				100				
	2,142.52	966.45	3,477.36	16,969.58	740	380	162	554

織物業に対する産業振興支出は全体の半分以上を占めており、刺繍業や平編物業の場合も支出額から見ればそれ程の規模ではないが、多くの郡でその振興が図られている。また靴下編機や繊維洗浄用石鹼の製造にも資金が投下されているが、こうした関連支援産業振興の事例は工商業本部の活動の中でしばしば見られることであ

る。繊維産業に対する振興策は、大規模かつ、産業内での垂直的分業関係をも考慮した、体系的を有するものであった。

なお、繊維産業と並んで、金属加工業及び機械製造業も工商業本部の活動において大きな位置を占めていたことは、補足されねばならない。これらの振興は主にシュトゥットガルトに置か

	ヴァイプリン ゲン郡	ヴェルツハイム郡	ロイトリンゲン郡	フロイデンシュ タット郡	ヘレンベルク郡	ホルプ郡	ナゴルト郡	ニュルティン ゲン郡
	fl. kr.	fl. kr.	fl. kr.	fl. kr.	fl. kr.	fl. kr.	fl. kr.	fl. kr.
①	90			92.30				
②							20	
③								
④			200		73.20		470.42	
⑤			1,100					
⑥								
⑦								
⑧	265	132						
⑨								
⑩								300
⑪		374.19						
⑫	65	30				50	80	
⑬								
⑭								
⑮								
⑯				300				
⑰								
⑱								
⑲								
⑳								
㉑								
㉒								
㉓								
㉔			106					
	420	536.19	1,406	392.30	73.20	50	570.42	300

れた産業見本所を拠点に展開され、その費用も工業本部の年間予算から支出されていたため、表中ではそれほど明確に示されていない。しかし機械産業の育成は工業本部の政策目的の一つの柱であり、早くから模範的機械・工具の収集・展示、各種講習会の開催、機械・工具の開発支援といった取り組みがなされていた。

以下では、工業本部の産業振興策が具体的にいかなるものであったのかを、繊維産業を事例として、見てゆくことにする。その際、繊維産業振興の全体像を捉えるうえで、それぞれ政策手段とその意味内容を異にするレース編業、織物業、編物業の振興策を取り上げることにする。

(4)

	オーベルン ドルフ郡 fl. kr.	ロッテンブルク郡 fl. kr.	ロットヴァイル郡 fl. kr.	シュバイヒン ゲン郡 fl. kr.	ズルツ郡 fl. kr.	テュービンゲン郡 fl. kr.	ウーラハ郡 fl. kr.	合 計 fl. kr.
①								7,714.17
②							1,189.10	5,132.54
③								15,458.16
④		200	32			284		4,567.15
⑤								1,100
⑥								307.25
⑦								70
⑧		100			28.48			2,324.55
⑨								135
⑩								440
⑪								769.19
⑫								769.42
⑬								1,700
⑭								92
⑮								87.06
⑯								1,665.48
⑰								71
⑱								25
⑲								600
⑳				150				150
㉑								2,816.48
㉒								2,000
㉓								146.42
㉔	150							531
	150	300	32	150	28.48	284	1,189.10	48,674.27

1 レース編業

ヴェルテンベルクにレース編が導入されたのは1817年のことであった。へり飾り業者 Bortenmacher ケルバー Körber がザクセンでポピンレース編 Spitzenklöppelei を学び、故郷のニルティンゲン郡 Nürtingen にその製造技術を広めたのが始まりであった³²⁾。これ以後、

1824年に「シュトゥットガルト・レース編学校」Klöppelschule zu Stuttgart が設立されるなど、一部の地域でレース編の導入が試みられたが、こうした動きは19世紀後半より加速し、住民の窮乏化を恐れる農業ゲマインデ行政当局

32) L. Vischer, a. a. O., S. 470.

や当地の牧師ないしは「慈善協会」Wohltätigkeitsverein などによりレース編技術習得のために各地に学校が開設された。これによりレース編は女性・児童労働として広く営まれるようになり、とりわけニュルティンゲン郡、ロイトリンゲン郡、ウーラハ郡 Urach などシュベピツェ・アルプ中・西南部の山間地で編まれる独特の風合いを持つレースは、主に寝具・コルセット白地のへり飾りに用いられ、「ロイトリンゲン・レース」として知られるようになった。

工商業本部のレース編振興策は、当初こうした学校の設定や講習会の開催に際して、教員の給与や必要な器具の調達に要する費用の一部を補助し、職業技術教育を側面的に支援するというものであった。特定の経営に対して個別に補助金が認められることは殆どなかったが、経営内での労働者教育は奨励され、1853年に設立された株式会社「レース・マヌファクトゥア・シュパイヒンゲン」Spitzenmanufaktur Spai-chingenなどは、レース編技術やへり飾り用レースを生地に縫い込んだりする仕上作業を労働者に学ばせるために、工商業本部から彼らのスイスでの研修費用の補助を受けていた。補助金の大部分は少額であったが、ニュルティンゲン郡などシュバルツバルト県 Schwarzwald の農業ゲマインデに集中的に振り向けられたため、工商業本部の補助金政策はこれら地域にレース編が浸透するのに与することになった³³⁾。

しかし学校や講習会で教授され、シュヴェピツェ・アルプ中・西南部の山間地一帯で大きく普及を見たのは、簡素な構造の手編レースであり、それは農村部の女性・児童の低賃金労働に立脚して競争力を保持し、確実に需要が見込まれてはいたが、工商業本部の意図するところではなかった。

1852/53年、工商業本部はエスリンゲン郡ケンゲン Köngen にレース編学校を開くために、レース編の授業を各地で行ってきたヴァイス

ハール女史 Frau Minister Weishaar に無利子での開設資金の貸付を認めた。この学校はフランスやベルギーで生産されているような精巧で工芸的なレース細工の振興を図ることを目的としたもので、農村窮乏化の対応策として、単にレース編の普及を目指したものではなかった。授業は6歳から14歳までの男女を対象に就学時間外に行われ、特に高度な熟練を要する、流行模様の手編レースの技術知識を習得することに注意が払われた。また学生は授業を受けるだけでなく、ニュルティンゲン郡やロイトリンゲン郡の商人からの注文を受けて実際に生産にも従事し、その製品はヴェルテンベルクだけでなくドイツ関税同盟全域およびスイスでも販売されるようになった。

さらに1857年には、ベルギー、ザクセンのレース編業の実態を把握し、ヴェルテンベルクに新たにレース編教師を招聘するため、ニュルティンゲン郡でレース製品の会社を営むロベック Robeck が工商業本部の要請により 300fl.の出張手当とともに当地に派遣された。

彼はレース製品ファブリカントとして、慈善協会から援助を受けて北ドイツに大規模な販路を築き、ニュルティンゲン郡とその周辺地域におけるレース編の普及に大きな役割を果たしたが、工商業本部からはヴェルテンベルクのレース編業の現状の改善に意欲を持つ人物と見なされていた。

ロベックの帰国後、ベルギーやザクセンの寝具用レースの他、手編レースやレース編カードを製作することのできる教師がザクセンから呼び寄せられ、工商業本部の承諾を得て、講習会が開始された。「ヴェルテンベルクのレース編業は素人細工に過ぎない」というロベックの認識のもと、ここでもレース模様の流行の変化に対応することのできる手編レース工の養成が目指された³⁴⁾。

しかしながら、こうした一連の手編レース工養成の試みは、必ずしも成功裏にはいかなか

33) Frieda Glaß, *Die Handspitzenindustrie in Württemberg*, S. 50-55, 68-71.

34) Ebenda, S. 56-62.

たようである。ヴァイスハール女史の学校では、「貧者の産業」Armenindustrieと形容されるヴェルテンベルクのレース編業の現状が考慮され、レース模様の流行の変化に対応するために必要な技術知識が教授されたものの、フランスやベルギーに見られるような工芸レース製品の製造が奨励されることはなかった。またザクセンから呼び寄せられた教師がニュルティンゲン郡のリンゼンホーフェン Linsenhofen 等で講習会を開いた際には、農作物の収穫期にあっていたこともあり大半の住民が農作業に従事し、参加者が殆どいない状況であった。さらにロベックは1857年に自己の作業場に児童を対象にした手編レースの学校を併設し、翌年には工商業本部の支援によりザクセンの教師を迎え入れたが、これも大きな関心と呼ばなかったようである。近隣のゲマインデから数人ずつ代表者を通学させ、彼らが習得した技術知識をそれぞれのゲマインデで普及させることが目論まれたが、参加者は少なく、新聞に募集広告を掲載するなどしても受講者は依然として僅かであった。手編レースは、所得の大部分を農業に依存する農村住民に副業的家内労働として受け入れられたのであったが、1850年代末から農業部門が好況期を迎え、手編レースにより家計を補充する必要性は相対的に低減していた。こうしたことが農村住民のレース編への関心を希薄なものにしていた。また上着編等より高い収入が期待される家内工業部門が1850年代以降急速に拡大したことも手編レース業での労働力確保を困難なものにしていたのであった³⁵⁾。

とまれ、こうしたレース編業振興のための施策は、工商業本部が期待したような成果を挙げるには至らなかったが、その後も政策の基本線に変更が加えられることはなかった。

ロイトリンゲン郡やニュルティンゲン郡では、レース編、鉤針編、フィレレース、マクラメレース、平編 Strickerei が女性の家内労働として広範に展開していたが、生産者からの要望

に基づいて、1863年に「ロイトリンゲン繊維工業専門学校」Technikum für Textilindustrie Reutlingen 内に公開製図教室が設けられることになった。

ここでは、女性を対象に型紙とデッサンの製図、及び絵画の授業が行われていたが、教室開設後間もなく教育内容がレースや各種編物製品の製造技術自体に及ぶようになり、1866年に受講希望者の増加に対応して「ロイトリンゲン女性作業学校」Die Frauenarbeitsschule in Reutlingen が設立された。同作業学校には、編物・鉤針編科の他に、縫製科、被服科、刺繍科が設けられていたが、ここでの教育目標は、より高度に洗練されたレース製品の製造に必要な技術知識を備えた人材を養成することであった。1877年に編物・鉤針編科が設置された際、学校はレース編教師を養成するために、ザクセンないしベーメンに手編工を派遣しようと計画したが、工商業本部はこれに対して、ベルギー、フランス、イギリスの手編レースに注目し、学校で必要な基礎知識を身につけた学生をそれらの国々に派遣することを提案していた。工商業本部は、「[ヴェルテンベルクの] レース編業の賃金環境は改善されていない、そのうえ機械編レースが手編レースに深刻な競争をもたらしている。これに対して、ベルギー、フランス、イギリスの手編レース業は、最良の原材料を選択し、本当に芸術的な模様を採用し、そして機械により代替することのできない (ungänglich) 独自の領域を把握することにより益々その地歩を固めることができた」との認識に立っていたのである³⁶⁾。

工商業本部は、既に多種多様に複雑な模様のレースを編むことのできるジャカールを装置したリーヴァース機が登場し、早晚手編レースの存立基盤がより広い範囲で喪失するということを知っていた。そうした状況において、工商業本部は「貧民の産業」と形容される手編レー

35) Ebenda, S. 58-59, 62-67.

36) Ebenda, S. 62, 72.; Rektor Reiniger, *Die Frauenarbeitsschule in Reutlingen, deren Geschichte, Programm und Lehrpläne*, Reutlingen, 1881, S. 3-11.

ス業の現状の改善を第一義的な課題として、生産要素上の優位、すなわち女性・児童の低賃金労働力に立脚して価格競争力を保持しようとするのではなく、芸術的レース製品の生産に特化することを志向し、そのために必要な技術知識の蓄積を図ろうとしたのである。

2 織物業

織物業の振興は、工商業本部の活動の中でも最も大規模かつ体系的なものであった。ここでは、機械制織物ではなく、手工業織物に焦点があてられ、主として四つの政策手段を組み合わせることによりその振興が図られた。

まず第一に工商業本部が企画したのは、ヴェルテンベルク各地の織物産地に赴き、家内織布工から、独立の織物業者、作業場や工場で働く織布工に至るまで様々な階層の生産者を対象に、技術指導を行う移動講習会であった。このために工商業本部は、1849年に外国で長い間工芸織物の生産に携わってきた織物親方のカルムバハ Calmbach を巡回教師として迎え入れた。移動講習会は、製品と生産過程の革新を押し進める意欲を持ち、かつ講習会の開催を要望する生産者の集まる織物産地で開かれ、期間は2ヶ月に及んだ。講習会では複雑な模様の流行織物と工芸織物の生産が奨励され、授業内容もペダル織 Trittweberei やシャフト機 Schaftmaschine を用いての多軸織物 mehrschäftiger Stoffe、及びジャカル織機による造形織物 Gebildweberei の製織に関するものであった。これらの織物は当時力織機で製織することの不可能なものであり、それ故、機械制織物生産の競争圧力にさらされにくい製品分野に属するものであった³⁷⁾。しかし流行織物や工芸織物の生産にはその製品特性上、景気循環や気象状況による需要の変動ばかりか、消費者の嗜好の変化、すなわち製品種類の絶えざる変化にも機敏に対応することが求められた。ジャカル機はこうした生産調整に極めて適した織機であった。とい

うのも、ジャカル機は自動的に一定の順序で回転し、縦糸を上下させる穴のあいたカードの指示に従って複雑な模様を織ることができ、このカードは容易に転換可能であったことから、新しい模様を織るために要する織機の調整時間を大幅に節約することができた。加えて、ジャカル装置を導入することで、手動で縦糸を上げ下げする織布工の作業が必要なくなったため、生産量の僅かな織物製品の生産費を大幅に引き下げることができたのである³⁸⁾。

しかし当時手織工の中で、こうした織物の生産に不可欠な商品知識や織機の取り扱いについての知識を持つ者はほとんどおらず、その大部分は力織機と競合関係に立つ粗製綿・亜麻織物の生産者であった。このため受講者には、種々の織物及び織機の構造を理解し、製図や織機の組み立てを行いうる技術知識を習得することが求められた。講習会場に近い織物作業場では実際に見本織機が持ち込まれ、織機の設置方法とその改良について実物教授が行われた。これに関連して商人を対象にした原価計算や賃金計算についての講習会も新たに設けられ、生産・流通の両過程で流行織物及び工芸織物の製造が奨励されたのであった。

講習会の開催地では間もなく流行織物の生産が普及し、移動講習会が産業振興の有力な政策手段であることが明らかになると、多くの織物産地から講習会開催の要望が寄せられるようになった。これに伴い、工商業本部は巡回教師の増員を図り、新たに雇用したエアレンブッシュ Erlenbusch をエルバーフェルトにある高等織物・製図学校 die höhere Webe-und Zeichenschule in Elberfeld に派遣し、そこで教授法を学ばせた後、移動講習会などにおいて技術指導に当たらせた。1854年にはカルムバハの後任に、ラインラントやフランスの大工場を渡り歩き、ライム Rheim の織物学校で技術者教育を受け

37) L. Vischer, a. a. O., S. 268-270.

38) Michael J. Piore & Charles F. Sabel, *The Second Industrial Divide: Possibilities for Prosperity*, New York, 1984, pp. 29-30. (山之内靖・永易浩一・石田あつみ訳『第二の産業分水嶺』筑摩書房, 1993年, 38-40ページ)。

たカルヴ郡 Calw 出身のジャカール織布工ヴィンクラー J. Winkler が就き、2人の巡回教師により合わせて30以上の郡において移動講習会が開かれた³⁹⁾。

巡回教師による技術指導は、移動講習会ばかりでなく、個々の織物経営に対しても行われた。巡回教師は、問屋制前貸し商人や織物ファブリカントからの要請を受けると、彼らの工場や作業場に赴き、織布工に流行織物などの製造技術を学ばせた。これにより既に力織機を導入していた大経営でも手織機を用いて流行織物や工芸織物の製造が行われるようになり、ゲッピンゲン郡 Göppingen の「イエーデンホイザー」Jedenhauser やキルヒハイム郡 Kirchheim の「コルプ・シュール」Kolb & Schule などの綿織物工場では、休止していた手織機を活用して、流行織物が生産され、その製品は外国でも販売されるようになった⁴⁰⁾。

第二に、工商業本部は専門学校や養成作業所の設立・運営に乗り出し、移動講習会に始まった技術教育をこれらの学校において継続的、体系的に展開するようになった。例えば、後に繊維産業分野で南ドイツを代表する専門学校へと発展を遂げるロイトリンゲン繊維工業専門学校では⁴¹⁾、早くから、理論的知識を備えた繊維ファブリカントや商人の育成と並んで、有能な織布工の養成が目指されていた。当初同校では、原料分析、織機調整、原価計算、自在画、意匠デザイン、機械スケッチなどの授業が行われ、商人教育に力点が置かれていたが⁴²⁾、学校周辺

の繊維工場からの要請に基づいて、1858年には手織科が設けられた。シュタインバイスの要望により、手織科には労働実習所 Arbeitswerkstatt が設置され、そこでは、週5時間の理論授業を除いて、図柄織物の準備作業、織機調整、ジャカール機の操作等の実習が行われた。手織科の教育目的として「手織工を対象に職工長を養成する」⁴³⁾ことが掲げられており、織布技能を身につけていることが実質的に入学条件となっていた。織物作業自体に習熟するとともに、作業の組み立てと労働者の組織を担う能力の開発が目指されたのであった。授業料は労働実習所で得られる収入により十分に賄うことが可能であり⁴⁴⁾、通学期間中の経済的負担についても配慮がなされていた。

こうした工商業本部及び専門学校や養成作業所の取り組みに呼応して、商工業者の間でもこれと類似の活動が見られるようになった。亜麻織物業では、ブラウボイレン郡 Blaubeuren のランク A. F. Lang, シュトゥットガルトのゼーマン Seemann, エクシュタイン・カーン Eckstein & Kahn, ランク・ザイツ Lang & Seitz, ハイルブロン郡 Heilbronn のオッペンハイマー Oppenheimer, ウーラハ郡のピヒラー Pichler などのファブリカントはいち早く図柄織物や紋織物用の織機を導入し、工商業本部の打ち出した方向で製品革新を進めていた。そのため彼らの多くは養成作業所を経営内に設置し、必要な知識や技能を織布工に習得させていた。なかでもランクは自らアイルランドから織物教師を呼び寄せ、1854年に織物学校を開設していた⁴⁵⁾。このとき、工商業本部は、経営外での技術教育と経営内での教育・訓練とが相互補完的に機能することが職業技術教育において不可欠であるとの立場から、経営内での養成

39) L. Vischer, a. a. O., S. 269-272.

40) Ebenda, S. 444-445.; Karl Mayer, *175 Jahre Kolb & Schule A.G.*, Kirchheim, 1935, S. 50, 52-53.

41) 同校は、1855年に「織物学校」Webschule in Reutlingen として発足した。1854年のミュンヘン工業博覧会で、ヴェルテンベルクの図柄織物が生産方法と嗜好の変化への対応において競争力を欠いていることが明らかとなり、設立の契機が与えられた。1865年までに理論科、手織科、機械制織物科が設置され、その後さらに編物科、紡績科、意匠科が加えられた。1904年にはロイトリンゲン繊維工業専門学校へと名称も変更され、同校は繊維産業分野で南ドイツを代表する専門学校へと発展した。*75 Jahre Technikum für Textilindustrie Reutlingen 1855-1930* を参照。

42) Ebenda, S. 12.; *Betriebsplan und Etat der Weberei-Lehr-Anstalt für das Jahr 1874*, S. 1-5.

43) Ebenda, S. 1-5.

44) Hermann Schindler, *Die Reutlinger Wirtschaft von der Mitte des 19. Jahrhunderts bis zum Beginn des Ersten Weltkriegs*, Tübingen, 1969, S. 25-31.

45) L. Vischer, a. a. O., S. 437-441.

作業場の設置のために資金援助を行い、これを奨励した⁴⁶⁾。

第三に、1851年にシュトゥットガルトに建設された産業見本所では、工業業本部により内外の模範的な繊維機械及び工具が収集・展示され、織物生産者に最新の技術情報が提供された。また最新の流行織物が定期的にパリ、ロンドン、アーヘン、ブリュン (Brünn) などから取り寄せられ、市場情報を把握することの困難な小・零細織物生産者が売れ筋製品などを知ることができるように考慮が払われた。機械や工具は展示されるだけでなく、織物生産者らの試運転にも供され、希望者には、綿・亜麻織物用のジャカル機、飛び杼、巻き枠など改良の進んだあらゆる種類の織機・工具類の購入が無償か僅かの費用で斡旋された⁴⁷⁾。

さらに、工業業本部により優秀と判断された織機・工具には、購入補助金が与えられ、そうした設備の導入が促された。例えば、工業業本部は亜麻織布工の生産性向上を図るために、アイルランドやベルギー製の織機を導入し、約400人の手織工に対して、飛び杼付き織機を購入、ないしは手持ちの織機に飛び杼を装着する際に合わせて9,000fl.の補助金を付与し、これを促していた⁴⁸⁾。その結果、前述の亜麻織物ファブリカントのランクが、1855年の工業業本部への報告の中で「飛び杼を用いた織物生産は、[ミュンジンゲン郡 Munsingen] ライヒンゲン Laichingen では非常にしっかりと地歩を固めており、また織機を調達した織布工の数も非常に大きかったのもはや当地の織布工に飛び杼付き織機の設置を促す必要がなかった」と

述べたように⁴⁹⁾、補助金が集中的に振り向けられたシュヴェービッシェ・アルプ山間地の亜麻織物地域では、急速に改良織機が普及することになった。

そして第四に、工業業本部は織物業の関連支援産業の育成にも努めていた。

1851年、工業業本部は当時技術職員であったシュタインバイスにアイルランドの亜麻産業に関する実態調査を命じ、彼をベルファスト近郊の亜麻栽培、紡績、漂白、平滑仕上の産地に派遣した。当地で亜麻産業に携わる商工業者らと関係をもったシュタインバイスは、シュレーゼンやヴェストファーレンへも赴き、同様の調査活動を行い、帰国後ハイデンハイム郡 Heidenheim で綿紡績業とともに漂白業を営むハルトマン Eduard Hartmann をアイルランドに派遣した。当地の亜麻織物技術者2人と漂白工及び平滑仕上工をそれぞれ1人づつヴュルテンベルクに招聘するためであった。計画は、19世紀前半に行われた政府主導の亜麻産業振興策が殆ど失敗に終わったという経験を踏まえて、工業業本部職員と商人、漂白業者らにより共同で、ヴュルテンベルクの亜麻産業の建て直しを図るべく策定されたものであった。ハルトマンもこれに関与しており、工業業本部からは最も生産過程の革新に意欲を持つ人物と目されていた。

アイルランドから呼び寄せられた技術者・熟練工は、工業業本部直属の技術指導員として、ヴュルテンベルク各地の作業場に派遣されることになった。まず彼らはハルトマン兄弟が経営する亜麻・綿漂白場 Linnen und Baumwollbleicherei der Gebrüder Hartmann において生産設備の改善に取り組み、工業業本部からの設備導入補助金によりアイルランド製の機械・工具を導入し、一部の機械については作業場で組み立てを行った。またその際、生産過程の技術的改善だけでなく、最終製品の風合いや包装に

46) F. Steinbeis, "Fortbildungsschule, Fachschule, Lehrwerkstätte", ebd.

47) L. Vischer, a. a. O., S. 235-237.445.

48) 機械・工具購入補助金は、繊維産業の様々な分野で確認されるが、中でも亜麻織物業はしばしばその対象となった。飛び杼付き織機以外にも、1849年に亜麻織物用織機 (販売価格 65fl.) に対して 15fl. の補助金が50件、1858年にはアイルランド製亜麻織物用織機 (販売価格 30fl.) に対して10-15 fl. の補助金が認められた例などがある。Ebenda, S. 437-438.; Alexander Dorn, a. a. O., S. 16.

49) Peter Borscheid, *Textilarbeiterschaft in der Industrialisierung. Soziale Lage und Mobilität in Württemberg (19. Jahrhundert)*, Stuttgart, 1978, S. 130-131.

も注意が払われた。アイルランド人技術指導員はその後、キルヒハイム郡、ウーラハ郡、ニュルティンゲン郡の漂白場に派遣され、ハルトマンの作業場と同様に工業本部から設備導入補助金を受けて生産設備の改善等を行った。このとき工業本部の資金援助は 70,000fl. にのぼっていた。

その後も工業本部は、ブラウボイレン郡で漂白業を営むブッツフーバー Butzhuber にアイルランドを視察させ、同地域に倣って新たに大規模な漂白作業場を設置するよう促したり、前述のシュトゥットガルトの亜麻織物取扱商ゼーマンにつや出し機 Stosskalander の製造を依頼するなどしており、仕上工程の改善に力を注いだ⁵⁰⁾。

こうして工業本部とハルトマンを始めとする漂白・仕上業者とが相互に協力して仕上工程の革新に取り組んだ結果、1854年のミュンヘン工業博覧会において「アイルランド方式の漂白・平滑仕上・仕立の模倣を最も広範に行ったのはヴェルテンベルクである」と評されるまでに、この外部から導入された技術は定着し、ヴェルテンベルクの亜麻・綿織物の品質は大幅に改善されることになった⁵¹⁾。

またこうした仕上工程以外にも関連支援産業の育成は行われ、例えば、繊維産業用の石鹼や縫製用亜麻糸などの製造分野で外部から技術が導入された。

梳毛紡績、染色、縮絨、亜麻・綿漂白、平滑仕上、平織綿布捺染等の繊維加工工程では、新たな製造技術の導入に伴い、生産過程において硬水による洗浄にも適した石鹼が必要になり、ヴェルテンベルクでは、繊維産業が急速に拡大を遂げる19世紀後半以降、その需要が一挙に増大した。しかし当時、そうした繊維加工向けの専用石鹼はヴェルテンベルクでは製造されておらず、フランス、オランダ、イギリスからの供

給に仰がねばならない状況にあった。こうした中で工業本部は、エスリンゲン郡のグルナー Gruner を外国の石鹼工場に派遣し、石鹼製造に必要な技術知識の習得に当たらせていたのであった。

縫製用亜麻糸については、織物生産量の増加とミシンの普及とにより、1860年代以降、その需要が増加していたが、工業本部はプフルingen Pfullingen のクナップ Alb. Aug. Knapp を促して、新技術の導入にあたらせた。クナップには1867年にマンチェスター糸巻き機 Manchester Bobin-winding-maschine 1台と1869年に同じくイギリス製ミシン用亜麻撚糸機 Thiriez 1台が5年間無償で貸与され、後に調達費用の40%の価格で譲渡されることになった⁵²⁾。

3 編物業

ヴェルテンベルクにおいて編物業 Wirkerei und Strickerei が興隆期を迎えるのは、19世紀後半、とりわけ1870年代以降のことであり、それ以前には靴下編業が広く営まれていた。1828年に営業条例が改正され、13の業種に営業の自由が認められた。このとき靴下編のツンフト規制は廃止され、その自由な経済活動が可能となった。これにより旧来の手工業親方は内部市場向けに靴下の生産を行っていたが、新たに問屋制前貸し商人のもとで外部市場向けに女性・児童が靴下編に従事するようになった。1836年には、エービンゲン Ebingen 出身のマウテ J. Mauthe がベルギーから丸編機 Rundwirkstuhl を導入し、それまでの靴下編に加えて上着や肌着などの製造を開始した。しかし当時のイギリス及びフランスの靴下編業の競争力には決定的なものがあり、ドイツ関税同盟内では靴下編の先進地域ザクセンからの競争圧力が高まり、ヴェルテンベルクの靴下編業は粗製品や中級品の生産に特化することを余儀なくされていた⁵³⁾。

50) L. Vischer, a. a. O., S. 435-437.

51) Johannes Mährlein, *Die Darstellung und Verarbeitung der Gespinnste und die Papierfabrikation im Königreich Württemberg*, Stuttgart, 1861, S. 183-184.

52) L. Vischer, a. a. O., S. 403-404, 441.

53) Walter Beck-Wörner, *Die Strickwarenindustrie in /*

このような状況において、工商業本部は、当初靴下編の生産者をザクセンに派遣し、現地から改良の進んだ靴下編機 Strumpfwirkstühle を取り寄せるなどしていたが⁵⁴⁾、1851年に開かれたロンドン世界博覧会において、フランスから一連の丸編機が発表されると、工商業本部の編物業振興は大きく転換されることになった。すなわち、工商業本部はそれまでの靴下編業の振興という枠を脱して、丸編機や平行式編機 Handstrickmaschine を導入することで、新たにトリコット Trikot や平編 Strickerei の振興を始めたのである。

1851年、工商業本部はロンドン世界博覧会において、後にヴェルテンベルクを代表するトリコット製品ファブリカントとなるベンガー Wilhelm Bengel の勧めで、ジャクイン・ミシェル社 Jaquin & Michel 及びジレ・ベルテロー社 Gillet und Berthelot 製のフランス式丸編機 Zirkularwirkstuhl の購入を決めた。丸編機は靴下編の専用機ではなく、円筒状の編地を作り出すことから、その後の裁断工程によって、被服や下着等様々な編物製品を製造することが可能であり、産業見本所では、これらの編機が展示・実物教授され、生産者の間にある程度普及したようである。

しかし、右の丸編機購入後、同じくフランスのフケ Honoré Frédéric Fouquet 製作の丸編機の優れた性能が明らかになると、工商業本部は1853年に10,000fl.の貸付金を準備し、フケをシュトゥットガルトに招致、当地に丸編機製造工場を設立させた。かかる工商業本部の決定は、多様な編物製品の製造に適するという技術的特性を持つ丸編機を導入し、靴下編業不振の活路を他の編物製品分野に見だし、当時ヴェルテンベルクの編物業が抱えていた製品種類の拡大という課題に技術的な解決を与えるものであった。

\ Reutlingen, Reutlingen, S. 59-66.; Hermann Schnabel, *Die Wirkwarenindustrie in Württemberg. Ihre Entwicklung und gegenwärtige Struktur*, Stuttgart, 1931, S. 11-12.

54) L. Vischer, a. a. O., S. 465-466.

この頃ヴェルテンベルクの編物業では、旧来の靴下編業の中から、多様な編物製品を製造する生産者が現れつつあった。19世紀以降、編物原料にそれまでの羊毛糸に加えて綿糸が用いられるようになったこと、そして丸編機の開発が進んだことにより、下着や肌着などのトリコット製品の生産を可能にする技術的な条件は整い、マウテなど一部のファブリカントは既に丸編機を導入していた。また問屋制前貸し商人のもと急速に普及した手編による靴下生産 = 平編の領域でも、靴下編機の性能が向上した結果、これと競合関係に立つことを避け、各種の上着、女性用下着、帽子等へと生産品目の拡大が進んでいたものであった⁵⁵⁾。

丸編機製造工場を誘致した工商業本部は、次に生産者に補助金を付与することにより、丸編機の普及を目指した。フケの丸編機の販売価格は約520fl.であったが、購入者には最初の50台に限り50fl.の補助金が与えられた。丸編機に限られたことではないが、補助金を受けた生産者には希望者に対して生産過程を公開し、機械の性能や操作方法について実物教授により情報提供することが義務づけられていた。このことは多品種生産に適するという丸編機の特性と相まって、地域の諸経営の間に価格競争による淘汰・集中が進むというよりは製品差別化競争を展開せしめる傾向を持つことになる。このようにして工商業本部は丸編機の導入を奨励し、これにより1850/60年代には、シュトゥットガルト、パーリンゲン郡 Balingen, エービゲンとといった靴下編業地域を中心に、ショーバー G. J. Schober in Stuttgart, コンツェルマン M. Conzelmann in Tailfingen など後に大ファブリカントへと発展を遂げる一群のトリコット

55) Walter Beck-Wörner, a. a. O., S. 69, 79-80.; Willi A. Boelcke, *Wirtschaftsgeschichte Baden = Württembergs von Römern bis heute*, Stuttgart, 1987, S. 244-245.; Achim Breßler, "Gründung und Ausbau der "Circular-Strumpfweb - Maschinen - Fabrik" CARLD'AMBLY, FOUQUET & COMP. 1852 in Stuttgart, Eine Fallstudie zu Gewerbeförderung und technologischer Innovation in der württembergischen Industrialisierung," (Magisterarbeit), Mannheim, 1989, S. 23-24.

経営が成立した。前述のベンガーも工商業本部の補助金とシュトゥットガルトの商人からの融資により丸編機を購入し、その後の経営拡大の基礎を築くことになった⁵⁶⁾。

他方、フケは、コルセットファブリカントのダムブリー d'Ambly との共同経営の形で丸編機製造工場「ダムブリー・フケ社」C. d'Ambly und Fouquet を立ち上げていた。ダムブリーは、フケと同じフランス・トゥルワ Troy の出身で、ヴュルテンベルクに移住してコルセットや角型釦 Hornknöpfe の製造に従事し、工商業本部がフケを招致する際に両者の仲介を務めた人物であった。会社の伸張は著しく、その丸編機は1860年代にはドイツ関税同盟を始め、フランス、デンマーク、スウェーデン、ロシア、スペインに輸出された。1873年からは工場をネカル河 Neckar 上流の編物業集積地域にもほど近いロッテンブルク郡 Rottenburg に移し、丸編機の生産を継続した。またこの間に職工長のテロット C. Terrot が独立し、1862年にシュトゥットガルトに丸編機製造工場を設立するなどフケの工場から編機の製造技術がヴュルテンベルクに伝播していった⁵⁷⁾。

このように工商業本部が丸編機の導入を奨励したことが契機となり、ヴュルテンベルクではトリコット製品の生産が広まり、その後の編物業発展の基礎が据えられることになった。

しかし他方、このことは、靴下編みから被服や下着などの生産へと転換を図った平編業を圧迫することになった。

1858年の平編業の従事者数は、シュバルツバルト県を中心に15,000人に上り、その製品はヴァーグナー Chr. Ludwig Wagner's の「カルヴ上着」Calwer Jacken や「ロイトリンゲンもの」Reutlinger Artikel といった銘柄製品として遠隔地市場においても知られていた。平編業は大抵は問屋制前貸し商人のもとで農村の手編

工により副業として営まれ、彼らの重要な生活手段となっていた。このため工商業本部は早くからスモック編を奨励するなどして、丸編機を技術的基礎とするトリコット経営からの競争圧力を緩和するよう努めていた⁵⁸⁾。

しかし、1866年にアメリカでラム J. William Lamp が平行式編機の開発に成功し、その製造特許がヴュルテンベルクで1868年に取得 (Patentierung) されると、これが工商業本部の注目するところとなり、見本用平行式編機1台が取り寄せられた。

ラムの平行式編機は家内作業用として考案された小型の機械で、当初靴下製造用として用いられたが、改良が進み幅広の機械もつくられるようになったことで、あらゆる大きさと同様の編物製品の生産が可能になった。

工商業本部は産業見本所で試験運転を行った後、靴下編機や丸編機の普及により存立根拠を喪失しつつあった平編の家内手編工の存続を図るため、平行式編機の導入を決めた。産業見本所には、ラムの平行式編機のほか、フランス製のものやスイスのデュビート Dubied が製作した種々の平行式編機が集められ、作業の実演、操作方法について実物教授が行われた。

これと併せて、機械操作に習熟するために講習会が開催され、多くの参加者が集まった。工商業本部は平行式編機の販売価格が当時まだ高かったことから調達費用の一部を補助し、そのために2,500fl. を支出した。最初は購入費用の半分を補助し、後にその4分の1を負担するか、1年間の支払猶予を認めるという措置をとった。補助金を受けて導入された平行式編機は140台を数え、地域的にはネカル、シュバルツバルトの両県に集中していた。ここでも補助金措置の対象となった購入者には編機や工場、作業場を希望者に公開し、その性能や操作方法について実物教授することが義務づけられていた。

こうして1870年代には家内手編工や独立の生

56) Hermann Schnabel, a. a. O., S. 12-13.; Willi A. Boelcke, a. a. O., S. 245.

57) Hanns Steudel, *Geschichtliche Entwicklung der Maschinenindustrie in Württemberg bis zum Weltkrieg*, Stuttgart, 1923, S. 62-63.

58) Walter Beck-Wörner, a. a. O., S. 80-81.

産者の間に急速に平行式編機が普及し、創業活動も活発化した。また、平行式編機は小規模の作業場だけでなく、問屋制前貸し商人などの作業場や種々の編物業関連分野の工場にも設置された。リートリンゲン郡 Riedlingen のノイフラ Neufra で撚糸工場を営み、ドイツで最初にラムの平行式編機を導入したグレーバー Ferdinand Gröber などは、工場に100台以上の編機を装備し、撚糸と編物との一貫生産を開始していた⁵⁹⁾。

このような平編業の活性化に伴い、平行式編機自体の製造も行われるようになった。グレーバーは、ランプの特許権が切れた後、自己の工場に設置するための平行式編機の生産を始め、間もなく外部の経営に対しても販売を行うようになった。1873年には彼の工場に平行式編機の組み立てにあっていたシュミット Christian Schmidt が独立し、ストール Heinrich Stoll と共同で平行式編機製造専門の工場を設立した。その後間もなく、シュミットとストールは袂を分かち、シュミットは1880年に工場をネカルズウルム Neckarsulm に移し、当地で平行式編機の生産を続けた。そこで製造された編機はその精巧さと漸進的に加えられた改良のためにヴェルテンベルクだけでなく、外国でも販売されるようになった。また、1878年にロイトリンゲン郡に編機製造工場を設立したストールは、平行式編機を生産しながら、より多様な編物製品の生産を実現する機械の開発に努め、1890年にパール編機 Links-Links-Strickmaschine の発明に成功、これにより世界的編機製造業経営へと発展を遂げるようになった⁶⁰⁾。

III 工商業本部の農村工業振興

以上、工商業本部の繊維産業振興政策を具体的に見てきた。これによりまず確認されるのは、振興対象としてのレース編業、織物業、編物業は、いずれも農村工業として展開していたか、農村工業から出発していたということである。

レース編業の主たる担い手は農業地域の女性・児童であり、それは専ら副業的家内工業として営まれるものであった。編物業においても、その出発点は農業部門と分かち難く結びついたツンプト解体後の靴下編業であり、手芸的平編業であった。

さらに、中小・零細の生産者の利害に大きな配慮が払われていたことも指摘できよう。大規模機械制紡績・織物経営に対しては、特別な産業振興計画が組まれることはなく、直接的な政策手段により振興が図られたのは、中小・零細の生産者であり、彼らが支配的な産業分野においてであった。

そこで、この農村工業振興とも呼び得る工商業本部の産業振興政策の経済的根拠を明らかにするべく、以下では、工商業本部がとりわけその再生に力を注いだ亜麻織物業の実態を必要な限りで見しておくことにする。そしてそのうえでそうした産業振興政策がいかなる性格のものであったのか検討することにする。

1 在来産業の危機

ヴェルテンベルクでは亜麻織物業は中世より広く営まれ、とりわけ18世紀には「ウーラハ亜麻布取扱会社」Uracher Leinwandhandlungs-Compagnie のもと輸出産業として大きく発展を遂げた。18世紀末に同社が解散すると、一時遠隔地市場との商業的結びつきは途絶え、その後亜麻織物業は主に内部市場向け農村工業として存続した。しかし19世紀に入ると、亜麻織物業の衰退は顕著になり、ヴェルテンベルク経済に占めるその主導的役割は急速に低下するに至った。

こうした亜麻織物業衰退の要因として最も重要であったのは、綿製品が亜麻織物の代替材として急速に市場に浸透したことである。機械制綿糸の普及による綿製品価格の下落が綿製品に対する広範な需要を生み出し、市場規模を一挙に拡大していった。これに伴い、従来の亜麻織布工は綿織物や綿・亜麻の交織物の製造に従事するようになり、亜麻織物業から綿織物業への

59) Ebenda, S. 83-87.; L. Vischer, a. a. O., S. 466-468.

60) Hanns Steudel, a. a. O., S. 63-64.

労働力移動が進行したのであった。またナポレオン戦争とその後の大陸封鎖はこうした過程を促すことになった。これによりイタリア、スペイン、ポルトガル、アメリカなどへの亜麻織物輸出は遮断され、大陸封鎖が解除されて取引が再開された後も、その間にイギリス製品が海外市場でその地位を強めたために、以前の輸出水準を回復することはなかった。またフランス、イタリア、ロシア、オーストリアなどが保護関税政策を採用したこともヴュルテンベルクの亜麻織物の販売環境を悪化させることになった。

他方、こうした市場環境の変化の中で、ヴュルテンベルクの亜麻産業は、紡績・漂白工程において技術革新の導入が遅れ、旧来の製造法に基づいて加工が行われていたこと、ヴュルテンベルク内で栽培される亜麻の品質が確保されておらず、オランダやベルギーなど域外から原料を調達せねばならなかったこと、そして18世紀末以来、手紡糸と織物の品質が低下していたこと等生産部面において問題を抱え、亜麻織物製品の価格・非価格両面での競争力を喪失し、衰退を自ら導いた。すなわち、市場における綿製品の浸透は、亜麻織物価格の下落を強力に引き起こしていたが、こうした価格圧力は、ヴュルテンベルク産亜麻織物のような、最終仕上がが施されず、未漂白の粗製亜麻織物の場合、一層強く作用したのである。また、域内で栽培される亜麻は、とりわけ中・上質の亜麻織物を製織するには品質的に不十分であり、域外からの原料調達に要する費用が織物の生産費を押し上げることになったのである⁶¹⁾。

61) Peter Borscheid, a. a. O., S. 122-129.; Johannes Mährlein, a. a. O., S. 175-186.; Karl Wilhelm Volz, "Beiträge zur Geschichte der Leinwandfabrikation und des Leinwandhandels in Württemberg. Von den ältesten bis auf die neuesten Zeiten, ans zum Theil ungedruckten urkundlichen Quellen," *Württembergische Jahrbücher für Statistik und Landeskunde* 1854, Stuttgart, 1855, H. 2. S. 30-31.; Reiner Flik, *Die Textilindustrie in Calw und Heidenheim 1750-1870*, Stuttgart, 1990, S. 112-115.; Hans Medick, *Weben und Überleben in Laichingen 1650-1900. Lokalgeschichte als Allgemeine Geschichte*, Göttingen, 1997, S. 268-269.

第3-1表 亜麻・綿織物業織機・織布工数の推移

年	亜麻織物業		綿織物業	
	織布工	織機	織布工	織機
1816	19,397	—	—	—
1829	27,804	—	2,416 ¹⁾	—
1840	22,400	22,346	—	5,300
1852	26,000	25,516	14,453	12,264
1861	19,507	19,379	15,050	14,937
1875	13,826	14,128	7,730	10,865

(注1) 1832/35年の織布工数を示す。

(出所) *Das Königreich Württemberg. Eine Beschreibung von Land, Volk und Staat*, Stuttgart, 1863, S. 576.; Ebenda, 1884. Bd. 2-, S. 702, 706-707.; *Württembergische Jahrbücher*, Stuttgart, 1878, S. 110.; Peter Borscheid, *Textilarbeiterschaft in der Industrialisierung. Soziale Lage und Mobilität in Württemberg (19. Jahrhundert)*, Stuttgart, 1978, S. 129.; Friedrich-Franz Wauschkuhn, *Die Anfänge der württembergischen Textilindustrie im Rahmen der staatlichen Gewerbepolitik, 1806-1848*, Hamburg, 1974, S. 477-489.

第3-1表は、亜麻・綿織物業の織機・織布工数の推移を示したものである。同表によると、亜麻織布工数は1816-1829年に増加し、1840年に一旦減少するものの、1852年には再度増加している。これにより、その数は19世紀前半には全体として増加傾向を示し、1852年以降減少に転じたことがわかる。亜麻織物織機数についても、1816年と1829年は明らかではないが、織機数と織布工数との対応関係と1840年以降の数値から見て、1852年以降減少を示し始めたことが推測される。他方、綿織物業では1829年とその後の織布工数から、急速な産業発展が見られたことが明らかである。1875年には織布工・織機数ともに減少しているが、これは力織機による手織機の代替が進んだため、綿織物業の衰退ではなく、手織の衰退を意味するものである。

このように、19世紀以降亜麻・綿の両織物業は対照的な展開を遂げており、そこに亜麻から綿への主導的部門の転換を見て取ることができるのである。が、むしろここで注目されるのは、転換それ自体よりもその過程の漸次性である。

亜麻織物業は19世紀以降衰退の過程を辿ることになったにも関わらず、織布工及び織機数の減少が顕著になるのは、1852年以降のことである。また1875年に至っても、亜麻織物業の織布工・織機数が綿織物業のそれを上回っていたことは、綿織物業が興隆期を迎える中で、これと併存する形で亜麻織物業が広範に存続していたことを示している。

では、亜麻織物業の危機とは具体的にいかなる現象として現れたのであろうか。工商業本部の振興策が集中的に行われた1850年代の亜麻織物業の特徴として、差しあたり三点指摘しておきたい。

第一は、亜麻織物業はヴュルテンベルク全域に極めて分散的に立地していたことである。前述のように、亜麻織物業は中世以来、毛織物業とともにヴュルテンベルクで広範に展開してきたが、それは都市に限らず農村部にも広く浸透し、極めて分散的な立地状況を示すものであった。人口増加が継続的に進行する中で、多くの農村住民が農業以外の収入源を確保する必要から亜麻織物業に従事するようになったのである。そして、19世紀以降の亜麻織物価格の下落とそれに伴う織布工家族の窮乏化が、亜麻織物業への参入をさらに促し、こうした分散的立地傾向を強めることになった。シュトゥットガルト、ロイトリンゲン、ウルム、ハイルブロン各商工会議所地区の亜麻織機数の割合は、それぞれ26.52%、32.13%、18.91%、21.78%であり、シュトゥットガルトからネカル河中流域にかけて比較的集中的に立地する綿織物業とは対照的に、亜麻織物業はヴュルテンベルク全域に分布していた。また各商工会議所地区内でも特定の郡に亜麻織物業が大規模に集中することはなく、最も亜麻織機数の多いミュンジンゲン郡でも、その数は全織機中の3.74%であった。この点においても、全織機中の15.3%を抱えるハイデンハイム郡を始め、いくつかの地域に地理的集中を遂げつつあった綿織物業とは状況を異にしていたのである⁶²⁾。

第二に、こうして分散的立地によって特徴づ

第3-2表 亜麻織物織機の年間稼働日及び本業率 (1857/58年)

商工会議所地区	年間稼働日	本業率	織機
シュトゥットガルト	115	11.95%	5,441
ロイトリンゲン	129	13.46%	6,616
ウルム	158	16.48%	3,980
ハイルブロン	100	10.43%	4,373
合計	125	13.58%	20,410

(注) 各商工会議所地区の年間稼働日及び本業率は手織機・ペダル機に関する数値。ジャカル機はこれに含まれない。

(出所) Johannes Mährlen, *Die Darstellung und Verarbeitung der Gespinnte und die Papierfabrikation im Königreich Württemberg*, Stuttgart, 1861, S. VI, VII, 65-66, 169.

けられる亜麻織物業は、極めて副業的性格の強いものであった。第3-2表は、亜麻織物織機の年間稼働日と本業率を示したものである。本業率は、年間9-12ヶ月ないし225-300日稼働する織機を本業用と見なし⁶³⁾、全織機に占めるその割合を指したものである。同表にあるように、亜麻織物の本業率は13.58%であり、亜麻織物織機20,410台のうち17,638台は専ら副業用として使用されていたことになる。各商工会議所地区間で地域差は認められるものの、年間稼働日及び本業率の低さは共通している。また亜麻織物織機の年間平均稼働日数が125日と、本業と副業とを分ける225日を大幅に下回っていることから、亜麻織布工家族の全労働時間に占める亜麻織物労働の時間の比重の低さが明らかである。

各郡毎に統計が整理されているシュトゥットガルト商工会議所地区について見ると、同地区内で織機の年間稼働日と本業率がいずれも地区の平均値を下回っている郡は11件であり、このうち、ゲッピンゲン郡やグミュント郡 Gmund などでは、綿織物業の普及とそれに伴う亜麻から綿への労働力移動により、亜麻織物業を本業

62) Johannes Mährlen, a. a. O., S. 90.

63) 本業と副業とを峻別する基準は、Ebenda, S. 168-169.による。

とする織布工の数は急速に低下していた。グミュント郡では、年間稼働日が75日以下の織機は全体の73.7%に達し、生産物の大部分は自家消費用の亜麻布であった。商業用亜麻布も全体の20%程を占めていたが、それらは専らグミュント郡や近隣地域で開かれる週市や年市で販売されるものであった。綿織物業の普及が見られなかった農業地域では、しばしば均分相続制度のもとで農地の細分化が進み、小・零細化した農民が副業として亜麻織物業を営んでいた。こうした地域では自家消費用の生産が圧倒的で、商業用亜麻布の場合には近隣市場向けの粗製品の生産が殆どであった⁶⁴⁾。織布工や織機の数で見ると、依然として亜麻織物業は綿織物業を凌駕していたものの、その大半は農村部において自給的性格を伴いつつ副業的に営まれていたのである。

既に述べたように、ヴェルテンベルクの亜麻織物業は、綿製品の普及により製品価格の下落に見舞われた。このことは、収益の危機として現れ、織布工を困窮に陥れることになったのであるが、亜麻織物業の分散的立地傾向が強まったのは、そのような時期であった。結果、収益の危機は亜麻織物業の副業的性格を一層顕著なものにし、そのことが粗製亜麻織物の生産を助長するに至っていた。亜麻織物業の衰退をここに見て取ることができるのである。

しかしながら第三に、亜麻織物業が全般的に衰退傾向を示す中で、いくつかの地域において織物産地の形成が進んでいたことは、見逃されるべきではない。同じくシュトゥットガルト商工会議所地区について見ると、同地区内で織機の年間稼働日数と本業率のどちらかが地区の平均値を上回っているのは、アーレン郡 Aalen (120台, 123日, 1.7%), ベップリンゲン郡 Böblingen (379台, 132日, 24.5%), カンシュタット郡 Cannstatt (106台, 136日, 7.5%), ハイデンハイム郡 (222台, 160日, 1.8%), キルヒハイム郡 (383台, 124日,

11.2%), ルードヴィヒスブルク郡 Ludwigsburg (240台, 151日, 20.8%), シュトゥットガルト市 (640台, 167日, 18.8%) の7市・郡である⁶⁵⁾。括弧内は各市・郡の亜麻織物用織機の台数, 年間平均稼働日数, 本業率である。ここでも、手織機の年間稼働日数と本業率がそれぞれ241日, 80.09%である綿織物業と比較すれば、これら亜麻織物地域の副業的性格は拭いがないものがある。しかし、これが前述した農村部における大部分が自家需要の充足を目的とした亜麻織物業の場合と異なるのは、織物業を本業とする織布工の割合の高さとそれに伴う製品種類の多様さにおいてである。

ベップリンゲン郡は、ハイデンハイム郡やゲッピンゲン郡に次ぐ交織物の生産地であり、ここでは多様な半綿・亜麻織物が製造され、一部の交織物マヌファクトゥアでは、作業場内で Bukskin, ドリル織, 流行ドリル織等のスカート, ズボン用亜麻織物も生産されていた。また家内労働として織物業に従事していた織布工のうち、4分の3は粗製家庭用亜麻布 Hausleinand を製造していたが、4分の1は上質のシャツ用亜麻織物の生産者であった。

キルヒハイム郡やルードヴィヒスブルク郡でも、亜麻織物業は小・零細農民によって自家需要充足のための副業として営まれたが、ここでむしろ顕著であったのはシュトゥットガルト, ブラウボイレン郡, ウーラハ郡などの問屋制前貸し商人のもとで商業用亜麻布の生産に従事する家内織布工であった。彼らのうち亜麻織物業を本業とする織布工はドイツ関税同盟内のほかスイスやアメリカ向けにシャツ, ハンカチ等に用いる上質亜麻織物を生産していた。また副業として織物生産に従事する織布工は粗製亜麻織物を製造したが、彼らは、ハイデンハイム郡に典型的に見られるような小・零細土地を所有しながら、しかし程度の差はあれ所得の大部分を織物業から得ている副業的家内織布工であった⁶⁶⁾。

64) Ebenda, S. 41-44.

65) Ebenda, S. 65-66.

66) Ebenda, S. 32-34, 50-51, 54.

ヴェルテンベルクでは自家消費用亜麻布とともに、並物の家庭用亜麻布 Gemeine Hausleinand や裏地用亜麻布 Futterleinand の生産が広範に展開されており、その中であっていくつかの地域では、これらの製品の他に、中・上質のシャツ用亜麻織物、パチスト等のハンカチ類、ドリル織物、食卓用亜麻織物、ジャカール織物、ダマスク織物、シュラウフ Schlauch, ズック・荷造り用亜麻布等が製造されていたのであった⁶⁷⁾。

2 工商業本部の農村工業振興

さて、工商業本部は、亜麻産業の衰退とそれに伴う織布工の窮乏化というヴェルテンベルクの現状を改善すべく、1852年に技術職員シュタインバイスをベルギーに派遣し、彼に当地の亜麻産業とその振興策の実態を調査するよう命じている。既に見たように、ヴェルテンベルクでは、19世紀以降多くの小・零細土地と結びついた農村住民が亜麻織物業に従事するようになっていたが、亜麻産業の衰退と1840年代末からの農業不況は、既存の農村社会関係に明らかな動揺を与えていた。工商業本部が亜麻織物業の再生にとりわけ傾注したのは、こうした文脈の中で、亜麻織物業に代表される在来農村工業の危機がヴェルテンベルク社会にもたらす破壊的影響を読みとったからであり、工商業本部にとって亜麻織物業の振興は眼前に立ちほだかる緊急課題であったのである。工商業本部はヴェルテンベルクの分散的・副業的特徴を示す亜麻織物業の実態を踏まえ、各地で移動講習会を開催したり、機械・工具購入補助金を多数の織布工に給付するなど、様々な政策手段を用いて、その振興に努めていたのであり、そうした農村工業振興という観点はレース編業や編物業にも貫かれていた。工商業本部は、「農・工業の連れ合い」と表現されるヴェルテンベルクの既存の社会的分業関係の上に、その拡大を図るべく様々な産業振興の取り組みを行ったのであり、農村

離脱を伴う形での離農をもたらす機械制大工業の一举大量的建設を目指す産業振興とは凡そその方向性を異にしていたと言うことができよう。

ところで、シュタインバイスは、ベルギーの産業振興政策についての研究の中で、「都市の幸福は大規模な人口の中の中のみ見いだされねばならず、また逆に農業ゲマインデの幸福は土地の耕作に不可欠ではない労働力の全てを遠ざけることにおいてのみ探られねばならない」と述べ、農業と工業の空間的結合を否定し、両部門の空間的職業的分離を提案している。さらに、「工場が、孤立した村落にあちこち建設されるよりは、むしろ個々の労働者が工場について行くことのほうが妥当である」との見解を示し、産業発展における都市化の必要性を指摘している⁶⁸⁾。

このようなシュタインバイスの言説が、その後の彼と工商業本部の産業振興の展開と異なるものであることは、もはや言うまでもない。シュタインバイスの政策思想についての分析は、他日に期すほかないが、以上からは、彼の中で産業振興の方向性を巡って、政策的ぶれが存在していたことが窺われる。

シュタインバイスは、技術職員として工商業本部に招聘される以前には、12年間にわたりバハツイメルン Bachzimmern の製鉄所を指導しており、彼が大経営のもたらす経営内分業の経済性について十分に知り抜いていたであろうことは想像に難くない。そうした技術者としての経歴を持つシュタインバイスが、未だ農業と工業が分かち難く結びつき、中小・零細の生産者が支配的なヴェルテンベルクの社会的分業状況を変革すべきものとして把えたとしても、当然であろう。

したがって、工商業本部の農村工業振興という方向性は、その発足の当初から自明のものとしてされていたわけではなく、様々な取り組みの中から、いわば現状を追認する形で打ち出されて

67) Ebenda, S. 169-170.

68) F. Steinbeis, *Die Elemente der Gewerbeförderung, nachgewiesen an den Grundlagen der belgischen Industrie*, Stuttgart, 1853, S. 104, 270.

きたものと言えよう。

しかしこうした工商業本部の産業振興政策が十分な経済的根拠を持つものであったこともまた、これまでその足跡をたどる中で、明らかになったと思われる。いま一度振り返っておこう。

まず技術発展の方向という点から見て注目されるのは、ときに機械制生産に対して背を向けるような手工業的技術重視の姿勢である。機械制織物が急速に市場に浸透する中で、工商業本部はジャカル機による工芸織物生産の振興を図り、レース編業の場合にも、多品種生産に適したリーヴァース機が登場し、手編レースの存立基盤が失われようしつつある時点で、芸術的手編レース製品の生産が奨励されたのであった。これらは、農村の窮乏化や在来農村工業の衰退が進む中で、そこに支配的な中小・零細の生産者に粗製製品から当時なお機械化が不可能であるか、量産効果が発揮されない工芸的製品分野への移行を促し、彼らを近代的産業発展の軌道に乗せようとする目論まれたものであった。工商業本部の手工業的技術重視の姿勢は、そうした市場戦略の結果であった。その政策が産業発展に背を向けるものでなかったことは、需要の拡大が見込まれ、技術進歩の著しい編物業分野で、工商業本部が機械化に積極的な態度を示していたことから明らかである。

第二に、製品の多様化を押し進め、それに必要な技術をいち早く受容する際の基盤として作用したのが、一連の職業技術教育であり、模範的な機械・工具の購入補助金などであった。とりわけその受給者に課される生産過程の公開という原則は、流行・工芸製品の生産に必要な技術知識の普及を促すばかりか、地域の諸経営の間に製品差別化競争を巻き起こし、ひいては内部市場よりも外部市場を志向する傾向を持つことになる。生産過程公開の原則は、工商業本部の技術導入の取り組みとともに、ザクセンやオーストリアを始め近隣諸地域の注目するところとなり、ヴェルテンベルクの産業振興政策の一つの特徴をなすものであった。

第三に、関連支援産業の育成は、それぞれ個

別になされた生産過程と製品の革新を社会的分業の中に組み込み、その相乗効果を導くものであった。亜麻織物業振興の一環として、仕上工程で技術的改善がなされたが、これが亜麻織物生産の拡大をもたらし、さらには機械制亜麻紡績工場の設立を導くことになった。工商業本部が特定の漂白業者に設備資金として70,000fl.の補助金を与えたのは、仕上工程が最終製品である織物の付加価値を大きく左右する技術的に核心部分を担う部門であったからであり、多額の補助金はその限りで認められたものであった。

そして最後に、工商業本部の産業振興の主要な課題が、「原料、補助労働、出荷、そして一般に一層の分業といった補助的手段が発達し得るために、当該産業経営に有利な都市や地区における同種の産業の集中を目指す」⁶⁹⁾ものであったことは、一連の産業振興の取り組みを集約するものであった。職業技術教育や機械・工具購入補助金、生産過程の公開などを基盤にして、製品種類の多様化を押し進め、さらに社会的分業の拡大を図るという工商業本部の産業振興政策は、ヴェルテンベルク全域に分散立地する特定の産業集積地域においてしばしば見られたのであり、そのことは移動講習会、専門学校や養成作業所の設立・運営、産業支援基金の支出などが一部の地域に集中していたことから明らかである。前述のシュタインバイスの農工分離、都市化の主張は、こうした産地形成の促進という政策へと結実することになったとも言えることができる。

結 び

工商業本部の産業振興政策は、農村の中小・零細生産者を近代的産業発展の過程に即応させることをその特徴としていた。それは、技術と生産の独占と、地域の諸経営の淘汰を目指したのではなく、この点で明らかに「プロイセン王立海外貿易会社」に代表される模範的大規模経営の保護・育成策とは範疇的に異なるもので

69) L. Vischer, a. a. O., S. 378.

あった。

しかし、工商業本部が最初から、当時ヴェルテンベルクでも伸長が著しい機械制紡織一貫工場のような大経営ではなく、農村工業の振興を志向していた、というわけではなかったことは再度強調されねばならない。工商業本部は自ら模範的な外国技術を選別し、規模拡大が見込まれる市場分野に生産者を誘導し、そのために特定産業への補助金の給付や危険負担の奨励を行ったわけではない。産業振興政策が打ち出される際には、ロベック、ハルトマン、ベンガー

らの活動が示すように、しばしば商工業者との連携が重要な役割を果たし、模範的技術の導入にあたっては生産者との緊密な交流や彼らの技術知識が不可欠であった。また、工商業本部の組織構造もそうした商工業者との関係に相応しいものであった。こうした一連の政策は、全てヴェルテンベルクの既存の産業が抱える問題の解決に供することを出発点としていたのであり、工商業本部の農村工業振興は「農・工業の纏れ合い」の上に展開されたものであったのである。